令和４年６月定例会

補正予算等特別委員会資料

1　今定例会補正予算における高収益作物試験栽培等事業に関する
　事業計画、交付金の申請要件、予算の内訳と概要が分かる資料一式

観光経済部　農政課

元気なら農業活性化プロジェクト

（令和４～６年度奈良市地方創生推進交付金事業）

●元気なら農業活性化プロジェクト

（１）奈良市農業の担い手の確保、耕作放棄地の削減、農業所得の向上の３本柱を目標とし付加価値の高い農産物の生産やブランド化、IT技術を通じた担い手の確保等の課題解決につなげる事業を実施する。

（２）耕作放棄地の解消を視野に入れながら地域の特性を生かした農産物の生産を行う生産者等がいる田原地区をモデル地域として元気な農業を市内全域に広げる。

●果実生産部会（耕作放棄地を活用した果実栽培へ）

（１）名産地が少なく鳥獣害も少ない果実として「キウイ」を選択

（２）キウイの試験栽培を実施
　（３反×３か所：ヘイワード、中国産新種、花粉採取）

●特産品部会（農産物の高付加価値化へ）

（１）地元で生産される茶や野菜、果実の商品化・デザイン支援などによるブランド化

（２）ネット販売など販路拡大への取り組み

田原地区から始める元気なら農業活性化協議会（仮称）

目標：法人化

元気なら農業アカデミー部会

田原地区や市内の農業者、市内で新規就農を考えている方々を対象としたアカデミーの実施。
ＩＴ技術の研修や、販路開拓事例などの研修。
地域の学校と連携した課外授業の取り組み。

果実生産部会

収益性の高いキウイ栽培試験を実施。
キウイ産地の農家の支援を受け、組織化、新産地化を図る。
ＩＴ技術の導入を図る。

特産品部会

商品化・デザイン支援。
販路開拓。
ネット販売、市内観光土産卸業者との連携。

キウイ（香川県善通寺市）

担い手の確保・耕作放棄地の削減・農業所得の向上

【令和7年度以降　事業の進捗状況により検討　法人化された組織を主体に展開】
○地域の拠点施設の整備等の検討
○農業アカデミー（仮称）と農家アウトドアレストラン等のビジネス化
○IT企業（テレワークと農業の兼業）の参入

スケジュール（概要）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度～
実施主体	協議会			法人化
果実生産 （キウイ栽培）	部会 ・棚整備 ・栽培 ・IT勉強会 3反	3反	3反	商品展開
特産品開発	部会 ・加工 ・デザイン ・販路			異業種 若者の参画
農業アカデミー	部会 計画	プログラム		
拠点整備			整備検討	

高収益作物試験栽培等事業

【予算の内容】

■令和４年度　３７，７６０千円（６月補正）

内訳：ソフト事業　26,600 千円

・協議会の運営経費　（想定：部会を設置し各部会の運営費（人件費含む）、土地賃借料、作物栽培経費、特産品開発経費　等）

ハード事業　11,160 千円

・作物栽培にかかる経費　（想定：ほ場の整備、灌水設備、ボイラー設置、棚整備　等）

■令和５年度　５４，０００千円

内訳：ソフト事業　38,900 千円

ハード事業　15,100 千円

■令和６年度　５１，０００千円

内訳：ソフト事業　36,000 千円

ハード事業　15,000 千円

地方創生推進交付金制度要綱

平成２８年４月２０日
府地事第１６号
２８農振第４５号
国総政第１号
環廃対発第1604201号
平成３０年６月１日
一部改正
令和３年３月３０日
一部改正
令和４年３月２５日
一部改正

第１　通則

地方創生推進交付金に関しては、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第５条第４項第１号及び第13条、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）及び法第４条第１項の地域再生基本方針（以下「基本方針」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

なお、本要綱は、法第５条第４項第１号ロ及び第13条の規定を踏まえ、内閣府が、農林水産省、国土交通省、環境省と共に定める。

第２　目的

地方創生推進交付金は、地方公共団体が、法第５条第４項第１号の規定により地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第９条第１項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第１項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生（以下「地方創生」という。）に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第３　定義

１　地方創生推進交付金

法第５条第４項第１号及び第13条に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生推進交付金（地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。）第11条に基づく交付金を除く。）及び地方創生整備推進交付金をいう。

２　交付対象者

地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、法第４条の３に規定する地方公共団体とする。

第４　地域再生計画

１　地域再生計画の認定の申請

１）交付金の交付を受けようとする法第５条第１項に規定する地方公共団体（法第５条第４項第１号ロの事業にあっては、交付金の交付を受けた都道府県が交付する間接補助を受けて事業を実施しようとする市町村を含む。以下同じ。）は、法第５条第４項第１号に規定する事業（交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項を記載した同条第１項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

２）１）の申請は、交付金の交付を受ける全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

３）地域再生計画に基づく事業に関する留意事項

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するように努めるものとする。また、真に必要かつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

２　認定基準

内閣総理大臣は、１　１）の申請があった地域再生計画のうち法第５条第４項第１号に規定する事業に関する事項の部分について、同条第 15 項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

１）法第５条第 15 項第１号「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

・法第５条第４項第１号に規定する「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業であることに留意する。

①自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

②官民協働

地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

③地域間連携

単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行

う事業であること。

⑤デジタル社会の形成への寄与
　デジタル技術の事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及びその活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。

⑥事業推進主体の形成
　事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

⑦地域社会を担う人材の育成・確保
　事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

⑧事業が先導的であると認められるその他の理由
・基本方針の４　３）③ へ　a.に定める「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に係る関係法令等（補助金に係る要綱を含む。以下「関係法令等」という。）に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していること。
・基本方針の４　３）③ へ　b.に定める「地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に関して、経済性を勘案して効率的な事業を選定していること。

２）法第５条第 15 項第２号「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準
・地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により、具体的目標を定めることに努めるなど、当該交付金を充てて行う事業について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

３）法第５条第 15 項第３号「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準
・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、事業の実施が円滑かつ確実であると見込まれること。

３　認定地域再生計画の軽微な変更
　認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第７条第１項の軽微な変更として扱うものとする。
１）交付金の事業量（法第５条第４項第１号ロの事業にあっては、施設ごとの整備量又は同号ロ（１）から（３）までに規定する事業の種類ごとの事業費）の２割以内の増減

２）交付金を充てて行う法第５条第４項第１号ロの事業の事業期間の変更に伴う１年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの

第５　法第５条第４項第１号イの事業に関する実施計画の作成及び提出等

１　実施計画の作成及び提出

法第５条第４項第１号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第４に掲げる地域再生計画の認定の申請のほか、別に定めるところにより実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

２　実施計画の変更

法第５条第４項第１号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第６　交付対象事業

１　法第５条第４項第１号イに規定する事業

１）結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

２）移住及び定住の促進に資する事業

３）地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

４）観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

５）１）から４）までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

２　法第５条第４項第１号ロに規定する道・汚水処理施設・港の整備事業

交付金の交付の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる法第５条第４項第１号ロ（１）から（３）までに規定する事業ごとに定められた施設であって、関係法令等に基づき実施されるものとする。

なお、法第５条第４項第１号ロの事業は、原則として、法第５条第４項第１号イに規定する事業その他の政策効果を高めるソフト事業と連携・組合せするよう努めるものとする。

また、第７の規定による配分計画の作成、第８の規定による交付金予算額の移替え及び第９の規定による交付金の交付に際しては、便宜上、以下の交付金名を用いるものとする。

（種　　類）	（施設区分）
１）法第５条第４項第１号ロ（１）（地方創生道整備推進交付金）	市町村道、広域農道又は林道
２）法第５条第４項第１号ロ（２）（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）	公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽
３）法第５条第４項第１号ロ（３）	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（地方創生港整備推進交付金）　第二条第二項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設

第７　法第５条第４項第１号ロの事業に関する配分計画の作成

内閣総理大臣は、毎年度、認定地域再生計画に基づき交付金を充てて行う法第５条第４項第１号ロの事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、令第 10 条各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、法第５条第４項第１号ロ（１）から（３）までに規定する事業ごとに、同条の規定により交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の交付金の総額は、第６に規定する法第５条第４項第１号ロ（１）から（３）までに規定する事業及び施設の区分に応じ、関係法令等に従い、認定地域再生計画に記載された施設の整備事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び対象施設の整備事業の進捗を勘案し、法第８条第１項の認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

第８　法第５条第４項第１号ロの事業に関する交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第７により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、法第５条第４項第１号ロの事業に充てる交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第９　交付金の交付

１　法第５条第４項第１号ロの事業に関する交付金の交付に関する事務の簡素化

農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣は、地方公共団体に対する統一的な窓口を設けるほか、交付申請に係る様式の統一化など地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図りつつ、第８により移し替えられた法第５条第４項第１号ロの事業に充てる交付金の交付を行うものとする。

２　交付金の交付事務

交付金の交付事務は、法第 13 条第３項に基づき交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第 10　交付金の交付期間

交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度からおおむね５箇年度以内とする。

第 11　効果の検証

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況につ

いて、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

第 12　認定地域再生計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

1　交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、当該事業に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、自主的な取組として認定地域再生計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。

2　中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。

3　中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

・交付金を充てた事業の進捗状況

・中間評価にあっては認定地域再生計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあっては認定地域再生計画の目標値等の実現状況

・今後の方針等

4　地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うものとする。

5　地方公共団体は、認定地域再生計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

6　内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13　重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

第 14　関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 15　交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

第 16　その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和３年３月30日付け府地事第184号、２農振第3094号、国総政第35号、環循適発第2103251号）

この通知は、地域再生法施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第 72 号）の施行の日（令和３年４月１日）から施行する。

2. 奈良市及び国の1回目から3回目までの新型コロナワクチン接種状況

8. 新型コロナウイルスワクチンの年齢別接種人数・率（1～3回目別）

健康医療部　新型コロナウイルスワクチン接種推進課

	奈良市							全国		
	人口（R3.1.1現在）（人）	1回目接種人数（人）	1回目接種率（%）	2回目接種人数（人）	2回目接種率（%）	3回目接種人数（人）	3回目接種率（%）	1回目接種率（%）	2回目接種率（%）	3回目接種率（%）
0歳～4歳	11,751	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5歳～11歳	19,604	1,508	7.7%	1,322	6.7%	－	－	16.1%	13.1%	－
12歳～19歳	24,979	17,172	68.7%	16,980	68.0%	3,011	12.1%	76.5%	75.6%	24.3%
20歳～29歳	32,148	25,583	79.6%	25,408	79.0%	11,465	35.7%	81.1%	80.3%	40.9%
30歳～39歳	35,483	27,600	77.8%	27,451	77.4%	13,352	37.6%	80.6%	80.0%	44.7%
40歳～49歳	49,355	39,836	80.7%	39,663	80.4%	23,120	46.8%	83.2%	82.8%	54.5%
50歳～59歳	48,948	44,638	91.2%	44,525	91.0%	32,614	66.6%	92.1%	91.8%	72.4%
60歳～64歳	21,502	19,525	90.8%	19,488	90.6%	16,770	78.0%	91.6%	91.4%	80.9%
65歳以上	110,951	107,293	96.7%	107,073	96.5%	99,383	89.6%	92.9%	92.7%	89.1%
合計	354,721	283,155	79.8%	281,910	79.5%	199,715	56.3%	81.8%	80.6%	59.2%

※5歳～11歳は3回目接種対象外

※奈良市の1回目、2回目、3回目接種人数は2022年5月31日時点のVRSにおける接種者数

※全国の1回目、2回目接種の年齢別の接種率（65歳以上及び合計を除く）は、首相官邸ホームページの「年齢階級別接種実績（5月30日公表時点）」のデータを引用

※全国の3回目接種の年齢別の接種率（65歳以上及び合計を除く）は、首相官邸ホームページの「3回目接種の年齢階級別接種率（都道府県別）の実績（令和4年5月30日更新）」のデータを引用

※全国の1回目、2回目、3回目接種の65歳以上及び合計の接種率は首相官邸ホームページ（令和4年6月1日公表）のデータを引用

３．奈良市内陽性者の年代別割合と３回目ワクチン接種率との関係

健康医療部　医療政策課

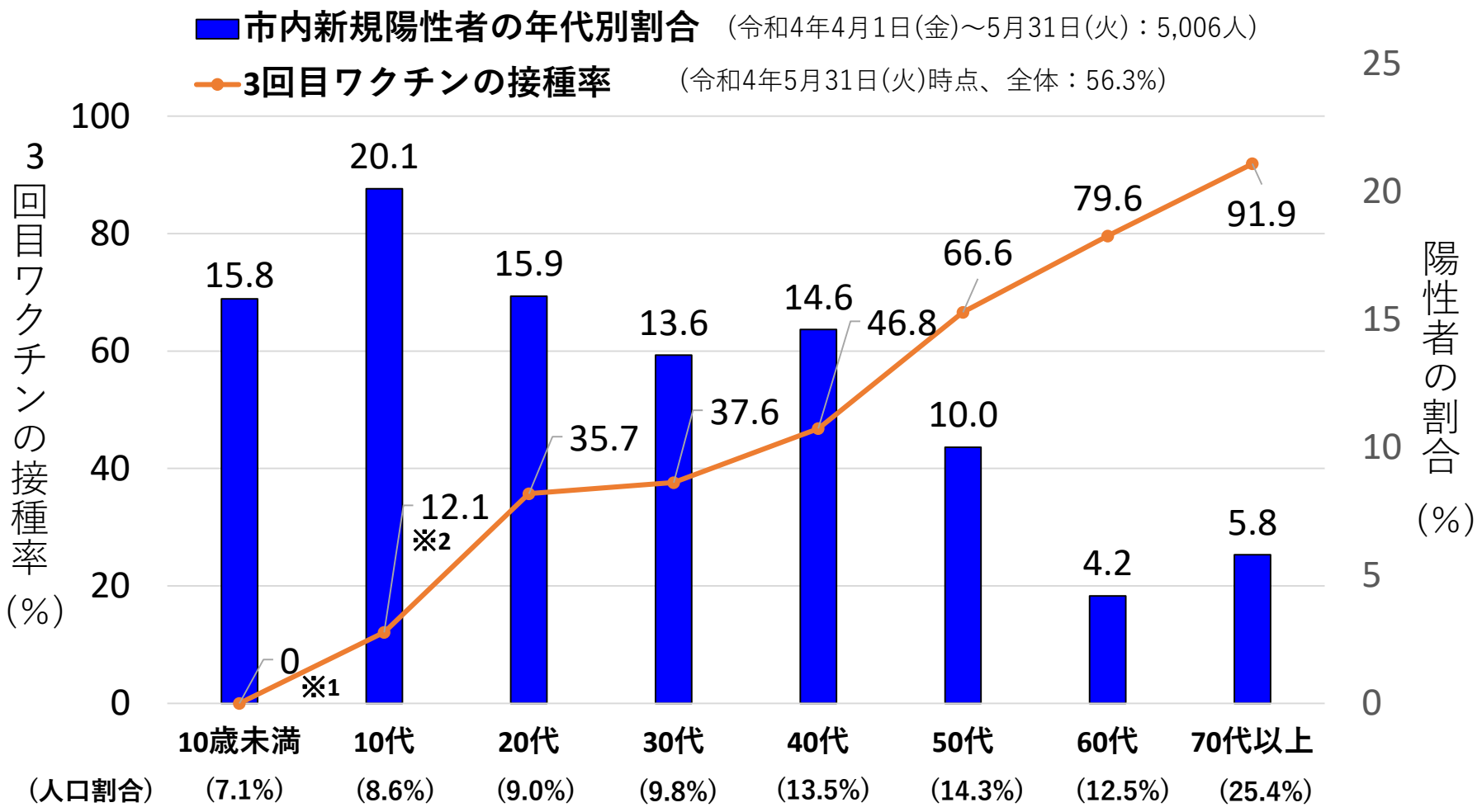

※1：10歳未満の3回目接種は実施していないが0%として表示　※2：12～19歳の接種率

４．奈良市が行ってきた起業支援事業の実績（相談件数、創業件数）

観光経済部　産業政策課

年度	相談件数（創業支援者数）	創業件数（創業者数）
平成28年度	765	156
平成29年度	1,002	97
平成30年度	834	142
令和元年度	612	134
令和2年度	785	139

※産業競争力強化法に基づく、奈良市創業支援等事業計画に係る創業支援の実績報告より

5. 奈良市の産業構造、内訳

観光経済部　産業政策課

産業分類	総数		1～4人		5～9人		10～19人		20～29人		30～49人		50～299人		300人以上		出向・派遣従業者のみ
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数
総数	12,015	123,876	6,613	14,365	2,466	16,201	1,561	21,039	542	12,912	399	15,126	331	31,012	27	13,221	76
農業，林業	18	162	3	6	10	66	4	52	-	-	1	38	-	-	-	-	-
漁業	1	8	-	-	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	746	5,629	410	968	190	1,195	92	1,209	22	534	21	757	10	966	-	-	1
製造業	533	7,238	246	589	126	824	62	852	41	979	29	1,134	28	2,860	-	-	1
電気・ガス・熱供給・水道業	7	186	2	4	-	-	1	18	-	-	3	103	1	61	-	-	-
情報通信業	102	1,203	50	109	20	133	16	216	5	120	3	121	6	504	-	-	2
運輸業，郵便業	140	4,634	39	85	25	175	28	385	9	214	11	423	23	2,272	3	1,080	2
卸売業，小売業	2,996	25,887	1,646	3,692	661	4,343	401	5,438	130	3,078	71	2,674	64	6,226	1	436	22
金融業，保険業	245	5,064	70	164	46	320	46	651	26	638	40	1,466	15	1,001	2	824	-
不動産業，物品賃貸業	922	4,320	742	1,566	120	723	35	469	5	109	8	290	8	747	1	416	3
学術研究，専門・技術サービス業	591	2,883	412	820	113	728	41	514	11	259	7	254	4	308	-	-	3
宿泊業，飲食サービス業	1,666	15,755	836	1,837	327	2,166	273	3,764	123	2,930	69	2,523	30	2,535	-	-	8
生活関連サービス業，娯楽業	1,165	7,266	857	1,771	142	938	86	1,156	20	464	26	1,046	24	1,891	-	-	10
教育，学習支援業	624	8,539	322	646	128	860	93	1,266	24	596	21	815	21	1,621	6	2,735	9
医療，福祉	1,317	24,564	402	945	378	2,558	286	3,789	100	2,356	69	2,696	69	6,675	10	5,545	3
複合サービス事業	73	1,473	19	58	37	228	14	184	1	23	-	-	-	-	2	980	-
サービス業（他に分類されないもの）	869	9,065	557	1,105	142	936	83	1,076	25	612	20	786	28	3,345	2	1,205	12

※平成28年経済センサス活動調査（平成28年6月１日現在）の結果より

６．個人住民税が非課税の人（世帯）が対象の制度及び個人住民税の課税・非課税によって区分や基準が変わる制度一覧（臨時的なものを除く）

部名　　福祉部

課　名	制　度　名
障がい福祉課	障害福祉サービス月額負担上限額
障がい福祉課	障害児通所支援月額負担上限額
障がい福祉課	地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴、日常生活用具給付）月額負担上限額
障がい福祉課	自立支援医療（更生医療）月額負担上限額
障がい福祉課	補装具給付月額負担上限額
長寿福祉課	奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業
国保年金課	老齢年金生活者支援給付金
国保年金課	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証所得区分
国保年金課	国民健康保険　高額療養費自己負担限度額
国保年金課	国民健康保険　高額医療・高額介護合算療養費自己負担限度額

課　名	制　度　名
福祉医療課	後期高齢者医療　限度額適用・標準負担額減額認定証所得区分
福祉医療課	後期高齢者医療　高額療養費自己負担限度額
福祉医療課	後期高齢者医療　高額介護合算療養費自己負担限度額
介護福祉課 福祉政策課	介護保険高額介護（介護予防）サービス費負担限度額
介護福祉課 福祉政策課	高額医療合算介護（介護予防）サービス費負担限度額
介護福祉課	特定入所者介護（介護予防）サービス費負担限度額
介護福祉課	奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度
介護福祉課	介護保険料所得段階区分
介護福祉課	介護保険料減免制度の適用の可否

６．個人住民税が非課税の人（世帯）が対象の制度及び個人住民税の課税・非課税によって区分や基準が変わる制度一覧（臨時的なものを除く）

部名　　子ども未来部

課　名	制　度　名
保育所・幼稚園課	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等を利用する0～2歳児クラスの児童の保育料
保育所・幼稚園課	特定教育・保育施設を利用する3～5歳児クラスの児童の副食費
保育所・幼稚園課	病児・病後児保育事業の利用料
子ども育成課	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業
子ども育成課	高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の区分
子ども育成課	ひとり親家庭等日常生活支援事業利用者負担額
子育て相談課	助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る徴収金
子育て相談課	障害児入所支援の利用者負担額
子育て相談課	子育て短期支援事業保護者負担額

課　名	制　度　名
子育て相談課	エンゼルサポート事業利用負担額

６．個人住民税が非課税の人（世帯）が対象の制度及び個人住民税の課税・非課税によって区分や基準が変わる制度一覧（臨時的なものを除く）

部名　健康医療部

課　名	制　度　名
健康増進課	各種検診（大腸がん・胃がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・歯・骨・胃がん内視鏡検診）の受診料の免除
母子保健課	産後ケア事業サービス利用料の減免
保健予防課	小児慢性特定疾病医療費助成制度における月額自己負担限度額
保健予防課	小児慢性特定疾病日常生活用具給付制度における用具の購入毎の自己負担額
保健予防課	未熟児養育医療給付制度における月額自己負担額
保健予防課	自立支援医療費支給認定制度（育成医療）における月額自己負担額

課　名	制　度　名

６．個人住民税が非課税の人（世帯）が対象の制度及び個人住民税の課税・非課税によって区分や基準が変わる制度一覧（臨時的なものを除く）

部名　教育部

課　名	制　度　名
地域教育課	奈良市バンビーホーム児童育成料減免

課　名	制　度　名

7　奈良市の年齢別人口及び１８才未満の子どもがいる世帯数・人口（令和４年３月３１日時点）

市民部　　市民課

＜奈良市の年齢別人口＞　　子ども未来部　子ども育成課

	日本人		外国人		
年齢	男	女	男	女	計
0	1,065	965	7	6	2,043
1	1,069	1,018	2	4	2,093
2	1,190	1,106	6	6	2,308
3	1,237	1,143	9	6	2,395
4	1,237	1,222	7	6	2,472
5	1,305	1,265	16	6	2,592
6	1,377	1,347	14	11	2,749
7	1,427	1,311	7	4	2,749
8	1,386	1,351	12	9	2,758
9	1,431	1,445	9	7	2,892
10	1,440	1,392	6	10	2,848
11	1,475	1,409	6	4	2,894
12	1,509	1,433	9	7	2,958
13	1,428	1,450	6	8	2,892
14	1,528	1,536	4	11	3,079
15	1,514	1,446	5	10	2,975
16	1,514	1,487	5	6	3,012
17	1,552	1,480	4	2	3,038
18	1,647	1,503	3	7	3,160
19	1,709	1,691	6	10	3,416
20	1,713	1,701	13	30	3,457
21	1,694	1,760	32	54	3,540
22	1,606	1,658	45	40	3,349
23	1,548	1,628	45	45	3,266
24	1,475	1,491	53	66	3,085
25	1,422	1,526	48	69	3,065
26	1,338	1,380	52	68	2,838
27	1,326	1,473	51	44	2,894
28	1,403	1,413	57	53	2,926
29	1,347	1,479	46	41	2,913
30	1,380	1,493	44	35	2,952
31	1,339	1,490	55	37	2,921
32	1,469	1,527	47	45	3,088
33	1,585	1,656	52	43	3,336
34	1,665	1,688	40	47	3,440
35	1,642	1,829	29	39	3,539
36	1,767	1,879	29	29	3,704
37	1,747	1,957	34	49	3,787
38	1,807	2,010	34	37	3,888
39	1,874	1,991	28	36	3,929
40	1,820	2,003	49	34	3,906
41	1,878	2,064	20	29	3,991
42	1,925	2,095	28	33	4,081
43	2,057	2,180	25	23	4,285
44	2,191	2,348	24	38	4,601
45	2,227	2,363	17	29	4,636
46	2,456	2,541	29	32	5,058
47	2,569	2,779	30	27	5,405
48	2,642	2,922	27	23	5,614
49	2,703	3,034	26	25	5,788
50	2,666	2,941	25	32	5,664
51	2,617	2,827	21	19	5,484
52	2,488	2,830	26	26	5,370
53	2,513	2,824	22	31	5,390
54	2,470	2,869	16	31	5,386
55	2,015	2,252	18	20	4,305
56	2,307	2,579	14	21	4,921
57	2,324	2,544	19	26	4,913
58	2,141	2,440	20	24	4,625
59	2,199	2,336	13	30	4,578
60	1,999	2,251	15	18	4,283
61	2,003	2,139	17	12	4,171
62	2,028	2,225	17	23	4,293
63	2,057	2,352	15	20	4,444
64	1,948	2,144	18	13	4,123
65	1,992	2,279	10	20	4,301
66	1,942	2,276	9	16	4,243
67	2,090	2,411	11	24	4,536
68	2,085	2,433	11	16	4,545
69	2,188	2,655	15	16	4,874
70	2,401	2,728	5	14	5,148
71	2,484	2,969	15	16	5,484
72	2,804	3,370	13	16	6,203
73	2,953	3,585	12	14	6,564
74	2,945	3,541	8	11	6,505

	日本人		外国人		
年齢	男	女	男	女	計
75	2,174	2,635	13	15	4,837
76	1,474	1,885	15	11	3,385
77	1,850	2,359	6	12	4,227
78	2,013	2,703	4	12	4,732
79	1,872	2,488	9	9	4,378
80	2,017	2,625	7	7	4,656
81	1,689	2,237	10	8	3,944
82	1,447	1,980	8	6	3,441
83	1,243	1,684	1	6	2,934
84	1,315	1,853	2	4	3,174
85	1,153	1,754	2	3	2,912
86	1,125	1,633	1	5	2,764
87	929	1,366	2	3	2,300
88	719	1,297	2	1	2,019
89	626	1,219	2	1	1,848
90	531	1,041	1	5	1,578
91	425	970	2	2	1,399
92	313	811	1	4	1,129
93	262	651	1	0	914
94	208	556	1	1	766
95	132	448	0	1	581
96	88	324	0	0	412
97	64	238	0	0	302
98	41	181	1	0	223
99	23	150	1	0	174
100	10	102	1	0	113
101	9	58	0	0	67
102	7	30	0	0	37
103	2	24	0	0	26
104	0	14	0	0	14
105	1	5	0	0	6
106	2	6	0	0	8
107	0	2	0	0	2
108	0	1	0	0	1
109	0	2	0	0	2
110	0	0	0	0	0
111	1	0	0	0	1
112	0	0	0	0	0
113	0	0	0	0	0

	日本人		外国人		
年齢	男	女	男	女	計
114	0	0	0	0	0
115	0	0	0	0	0
計	163,079	185,490	1,730	1,965	352,264
総合計	352,264				

＜１８歳未満の子どもがいる世帯数・人口＞

世帯数	29,373世帯
人口	110,351人

09. 令和３年度に入札した小・中学校等との電力調達契約の内容と事業者撤退の経緯、新たに事業者と契約した内容と経緯がわかる資料

教育部 教育総務課

【経緯】

1．(株)ウエスト電力との電力調達契約の内容と事業者撤退の経緯

○令和３年11月26日　奈良市立小・中学校等で使用する電力調達において一般競争入札を実施し(株)ウエスト電力が落札

参加業者：(株)サニックス(※入札は辞退)、(株)ウエスト電力、関西電力(株)、中部電力ミライズ社(株)、エネサーブ(株)(※入札は辞退)

契約期間：令和３年11月26日～令和５年３月計量日前日

供給期間：令和４年３月計量日0時～令和５年３月計量日前日24時

【(株)ウエスト電力の概要】

名称	株式会社ウエスト電力
所在地	広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号
代表者	代表取締役　中村公俊
事業内容	電力小売事業及び電力卸売事業
資本金	50百万円

○令和４年３月25日　(株)ウエスト電力における電力小売事業の廃止についてお知らせ(ホームページより)

「(抜粋)　昨今の世界的なエネルギー価格の高騰により電力の逼迫・市場価格の高騰という事態が起き、３月に入りウクライナ情勢の影響も受け、さらに逼迫度合いが増し今後、継続的、安定的な電力供給が困難な状況であると判断し、電力小売事業を廃止することとした。」　※最終供給日　令和４年４月30日

○令和４年４月30日　契約第15条第1項第1号の規定に基づき、(株)ウエスト電力との契約を解除

2．関西電力(株)と契約した内容と経緯

(株)ウエスト電力の電力小売事業の廃止に伴い、令和４年４月30日までの電力供給となったことから、５月１日以降の電力調達については、以下の理由を以て、関西電力(株)と契約しています。

理由 奈良市立小中学校等は公的教育機関であり、教育への影響を回避するため、安定的な電力供給を続ける必要があることから、旧一般電気事業者であり、かつ(株)ウエスト電力の最終保障約款で定められている関西電力(株)への申込みを行い、電力調達を行っています。

2頁目以降：(株)ウエスト電力との契約書一式、関西電力(株)契約に関する重要事項

奈良市椿井小学校等電力調達契約書　（長期継続契約）

奈良市（以下、「発注者」という。）と、株式会社ウエスト電力（以下、「受注者」という。）との間に、奈良市椿井小学校等における電力調達契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、仕様書及びこの契約の条項に基づき奈良市所有施設（詳細は別紙１のとおり）で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（電気方式等）

第２条　電気方式、受電方式、計量電圧、標準周波数は次のとおりとする。

一　電気方式　　交流３相３線式
二　受電方式　　１回線受電（常用）
三　受電電圧　　６，６００Ｖ
四　計量電圧　　６，６００Ｖ
五　標準周波数　　６０Ｈｚ

（契約電力等）

第３条　契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び予定使用電力量は次のとおりとする。

一　常用契約電力　その１月の最大需要電力と前１１ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、最大需要電力が５００ｋＷ以上となる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約電力を決定する。
二　予定使用電力量　別紙３のとおり

２　使用電力はあくまでも予定量であり、これを上回り、また下回ることがある。

（権利義務譲渡の禁止）

第４条　受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（機密を守る義務）

第５条　受注者及びこの契約の従事者（従事していた者も含む。）は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、第７条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

（契約金額）

第６条　契約金額は次に掲げる各金額とする（消費税及び地方消費税額を含む）。

一　基本料金単価
・　金　　２１１．８６円（1kW、１ヶ月当たり）
二　電力量料金単価
・（夏季７～９月）　金　　１３．９４円（1kWh）
・（その他季）　　金　　１２．８７円（1kWh）

２　この契約締結後において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、市は変更された税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。この場合の変更後の単価は、次の算定によって、算定された値とする。なお、小数点以下の有効桁数は従前と同様とし、その端数は切り捨てとする。

・変更後単価＝従前単価÷１１０×（１００＋変更後の税率）

（契約期間及び供給期間）
第７条　契約期間及び供給期間は次に掲げる期間とする。
一　契約期間
本契約締結日～令和５年３月計量日前日（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）
二　供給期間
令和４年３月計量日０時～令和５年３月計量日前日２４時

（契約保証金）
第８条　発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（供給の方法）
第９条　受注者は、仕様書別紙１にある対象施設（以下「対象施設」）で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（電気の安定供給）
第１０条　受注者は、発注者に対し電気の安定供給に努めること。
電力供給側の事故や災害により、対象施設への電力供給が停止した場合には業務に支障が生じることがないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

（計量及び検査）
第１１条　受注者は毎月、前月計量日の０時から当月計量日の前日の最終日２４時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。
２　検針日は、次により、実際に計量を行った日又は計量を行ったものとされる日とする。
一　計量は毎月、発注者と受注者との協議により定めた日に、受注者が行う。
二　発注者又は受注者の事情により、協議により定めた日に計量することができない場合には、受注者はその翌日以降に検針を行なうことがある。
三　非常変災の場合等やむを得ない事情のあるときは、受注者は協議により定めた日以外の日に計量することがある。
四　第二号および第三号の場合については、受注者は協議により定めた日に計量したものとして取り扱う。

（料金の計算）
第１２条　料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとする。
２　料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。
一　基本料金
契約電力、第６条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。
・基本料金＝契約電力×基本料金単価×（１．８５－力率／１００）
二　電力量料金
使用電力量及び第６条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。
・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価
三　燃料費調整額
燃料費調整額は、受注者が定める約款等の規定による。ただし、当該地域の旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を上限とする。
・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

四　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、受注者が定める約款等の規定による。
３　料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

一　契約電力の単位は１ｋＷとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
二　使用電力量の単位は１ｋＷｈとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
三　力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
四　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
五　電気料金は、施設毎に算出し、小数点以下を切捨て、全施設分を合算する。

（力率）
第１３条　力率は、その１ケ月のうち毎日８時から２２時までの時間における平均力率とする。単位は％とし、小数点以下四捨五入する。（瞬間力率が、進み力率となる場合は、その瞬間力率は１００％とする）平均力率は次のとおり。
・平均力率（％）＝有効電力量／√｛（有効電力量）^2＋（無効電力量）^2｝×100

（支払方法）
第１４条　受注者は検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、発注者は当該請求書が適法であると認めたときは、請求日の翌日から起算して３０日以内にその電気料金を支払うこととする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点以下１位で四捨五入するものとする。また、代金の計算における金額ならびに消費税相当額の単位は円単位とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。
２　発注者が前項の額を指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）
第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
一　正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
二　前号のほか、この契約に違反したとき。
２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約単価に予定数量を乗じて得た額の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。
３　第１項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（談合その他不正行為による解除等）
第１６条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
一　公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
二　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
三　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
四　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（暴力団排除措置による解除等）
第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七　受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

八　受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第１８条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（談合等に係る違約金）

第１９条　受注者は、この契約に関して、第１６条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第１号から第３号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

（契約の変更）

第２０条　本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適切となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上書面により定めるものとする。

（予算の減額等による契約の変更等）

第２１条　発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認め

られる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。
3　前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（損害賠償）
第２２条　受注者は、次のいずれかに当該したときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して、停電により通常生ずるであろう損害賠償義務を負う範囲に限る。
一　天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電を除き、停電により、受注者が発注者に損害を与えたとき。
二　第１５条第１項の規定により契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。
三　受注者の責めにより生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

（定めのない事項の処理）
第２３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。
２　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、発注者の本庁所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者の記名押印の上、各１通を保有する。

令和 3 年 11 月 26 日

発注者　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市
代表者　奈良市長　仲川　元庸

受注者　広島市西区楠町１－１５－２４
株式会社ウエスト電力
代表取締役　　中村　公[redacted]

奈良市立小中及び高等学校（高圧電力使用施設）の電力調達に係る仕様書

1 概要

（1）調達案件名　案件１　奈良市椿井小学校等で使用する電力調達
　　案件２　奈良市春日中学校等で使用する電力調達

（2）対象施設　別紙１のとおり

（3）需要場所　別紙１のとおり

（4）業種及び用途　別紙１のとおり

2 仕様

（1）供給電気方式等

ア　供給電気方式　交流３相３線式

イ　標準電圧　別紙１のとおり

ウ　計量電圧　別紙１のとおり

エ　標準周波数　６０Ｈｚ

オ　受電方式　別紙１のとおり

カ　蓄熱設備　別紙１のとおり

キ　発電設備　別紙１のとおり

（2）契約電力及び予定使用電力量等

ア　契約電力 別紙２のとおり

ただし、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　最大需要電力実績　別紙２のとおり（令和２年１０月～令和３年９月）

ウ　使用電力量実績　別紙２のとおり（令和２年１０月～令和３年９月）

エ　予定使用電力量 別紙３のとおり（令和４年３月～令和５年２月）

備考　１　奈良市立右京小学校と奈良市立神功小学校が、令和４年４月１日より統合し、奈良市立平城西中学校（令和４年度より、奈良市立ならやま中学校と改称）の敷地内に、奈良市立ならやま小学校が新設される予定である。これにともない、電力量の増加が見込まれる。さらに、奈良市立ならやま中学校においては、キュービクルの仕様の変更及び太陽光発電（１０kW）を設置する可能性があり、これにともない、電力量の増加が見込まれる。

２　奈良市立一条高等学校附属中学校が、令和４年４月１日より開校する。これにともない、新たにキュービクルが２台設置される。また、一部校舎の建替にともない、空調設備入替の予定があり、電力量の増加が見込まれる。

（3）契約期間及び供給期間

契約期間（契約締結日～令和５年３月計量日の前日）

供給期間（令和４年３月計量日０時～令和５年３月計量日の前日２４時）

（4）検針日及び計量

検針日及び検針方法は、供給者との協議により定めた日とし、計量は供給者が行うものとする。計量期間は、前月計量日の０時から当月計量日の前日の２４時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

（５）代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

（６）料金体系

電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく２部料金制とする。

また、電力量料金単価設定のうち夏季単価は７月分（８月請求）・８月分（９月請求）・９月分（10 月請求）の使用期間とし、それ以外の月はその他季の電力量料金単価とする。

（７）力率

ア　力率は、その月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率とする。単位はパーセントとし、小数点以下第１位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は１００パーセントとする。）

イ　供給者は契約期間において、その１月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うこと。

※平均力率の算定式

$$\text{平均力率}(\%)=\frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}}\times 100$$

※力率割引及び割増し

力率が８５％を上回る場合、上回る１％につき基本料金を１％割引すること。

力率が８５％を下回る場合、下回る１％につき基本料金を１％割増することができる。

なお、入札金額の算出にあたっては、力率割引は考慮しないこととする。

（８）入札金額の積算

入札金額の積算にあたっては、以下の単価等（税込）を基本とし、予定使用電力量（別紙３のとおり）に基づき入札者の積算式により算出するものとする。また、積算に当たり用いた単価、割引率及び算出式については落札決定後も適用する。

なお、基本料金単価及び電力量料金単価（夏季・その他季）は、小数点第２位までの単価とし、特約割引料金の割引率（％）については、小数点第２位までとする。

ア　基本料金単価（円）

イ　夏季電力量料金単価（円）

ウ　その他季電力量料金単価（円）

エ　特約割引料金等（％）

※上記単価等は全て消費税込の金額とする。

（９）契約方法

単価契約とする。

※基本料金単価、夏季電力量単価、その他季電力量単価、その他の電力量単価に用いた各々の単価に、消費税を乗じた金額（小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位までの単価）をそれぞれ契約単価（税込単価）として設定する。

なお、特約割引料金等（%）を設定した場合は、契約時も同様の割引率を適用することとする。

（１０）支払金額の算定

毎月の電気料金の支払金額は以下の算定式を基本とすること。

支払金額＝基本料金
＋（夏季又はその他季）電力量料金
－特約割引料金等（必ず設定する必要はない）
＋燃料費調整額
＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

・基本料金（基本料金単価×契約電力×（１．８５－力率／１００）
・夏季電力量料金（夏季電力量単価×ひと月の使用電力量）
・その他季電力量料金（その他季電力量単価×ひと月の使用電力量）
・燃料費調整額（燃料費調整単価×ひと月の使用電力量）
・再生可能エネルギー発電促進賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ひと月の使用電力量）

※上記単価は全て消費税込単価とする。

（１１）電力量等の検針

ア　一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下、通信設備等）という。）を設置する必要がある場合は、一般送配電事業者又は供給者の負担とする。

イ　通信設備等の取り付け場所は一般送配電事業者と協議の上、場所を選定し奈良市が提供する

（１２）保安上の責任分界点等

ア　需給地点 別紙１のとおり

イ　保安上の責任分界点 別紙１のとおり

（１３）その他

ア　各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増及び電力量料金について燃料費調整を行うこと。燃料費調整額については、供給者が定める約款等の規定に依るものとする。（ただし、当該地域の旧一般電気事業者が定める額を上限とする。）なお、入札金額の積算にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

イ　電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

（ア）　契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワットとし、その端数は小数点

以下第１位で四捨五入する。

（イ） 使用電力量の単位は１キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

（ウ） 料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

（エ） 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

ウ 料金の請求は、施設ごとではなく、この契約についてひとつにまとめて行なうこと（ただし、旧興東中学校分は東部出張所へ、一条高等学校分は一条高等学校・附属中学校へ請求すること。）請求の際には、請求書のほかに、施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付若しくはホームページ等で閲覧できるようにすること。電子データの形式は、エクセルやＣＳＶ形式等のファイルとし、別紙１の順に施設ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は協議により決めるものとする。なお、請求書の算定にあたっては、施設ごとに税込金額を算出し、その合計を請求額とすること。

エ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各施設へ通知すること。

オ 契約期間中に供給者が定める約款による各単価改定があった場合であっても、当該入札結果による契約単価の変更はしない。ただし、消費税率の改定や新たな賦課金が法律により施行されることとなった場合はこの限りではない。

カ 供給者にあっては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保しておくこと。

キ 本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄する一般送配電業者および供給者が定める約款等の規定に準ずるものとし、受給者・供給者両者において協議する。

【別紙1】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	施設及び設備の概要 需要場所	業種及び用途	受電方式	標準電圧	計量電圧	蓄熱設備	厨房設備	非常用発電設備	常用発電設備	需給地点及び電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点
1	椿井小学校 0610152223945010030000	奈良市椿井町25	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V				太陽光発電(10kw)	需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
2	飛鳥小学校 0610152212309120030000	奈良市紀寺町785	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V		200V(43kw)			需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
3	鼓阪小学校 0610152104527240030000	奈良市雑司町97	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					関西電力柱上に施設した気中開閉器の負荷側端子	左記需給地点に同じ。
4	済美小学校 0610152245512010030000	奈良市西木辻町5−2	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V				太陽光発電(10kw)	需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
5	佐保小学校 0610152125158020030000	奈良市法蓮町280−1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
6	大宮小学校 0610152146428010030000	奈良市大宮町4−223−1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					関西電力柱上に施設した気中開閉器の負荷側端子	左記需給地点に同じ。
7	都跡小学校 0610152262506010030000	奈良市四条大路5−6−1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					関西電力柱上に施設した気中開閉器の負荷側端子	左記需給地点に同じ。
8	大安寺小学校 0610152261215010030000	奈良市大安寺2−15−1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
9	東市小学校 0610152207386180030000	奈良市古市町268	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
10	平城小学校 0610152140527020030000	奈良市秋篠町1394	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
11	辰市小学校 0610152271903020030000	奈良市西九条町1−7−1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
12	明治小学校 0610152229091010030000	奈良市北永井町414	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V				太陽光発電(10kw)	需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
13	帯解小学校 0610152215247060130000	奈良市柴屋町9	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
14	伏見小学校 0610152151615010030000	奈良市菅原町370	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
15	高雄南小学校 0610152287344010030000	奈良市中町4185	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
16	高雄北小学校 0610152171013060030000	奈良市高雄北1−13−8	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。

【別紙1】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	施設及び設備の概要										
		需要場所	業種及び用途	受電方式	標準電圧	計量電圧	蓄熱設備	厨房設備	非常用発電設備	常用発電設備	需給地点及び電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点
17	興東小学校 0610152008012490030000	奈良市須川町1424	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
18	あやめ池小学校 0610152166901010030000	奈良市あやめ池南9－939－39	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
19	鶴舞小学校 0610152163802010030000	奈良市鶴舞東町2－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
20	鳥見小学校 0610152177318010030000	奈良市鳥見町3－11－2	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
21	登美ヶ丘小学校 0610152159421010030000	奈良市西登美ヶ丘4－21－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
22	六条小学校 0610152269214010030000	奈良市六条2－14－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
23	青和小学校 0610152169401010030000	奈良市百楽園4－1－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
25	東登美ヶ丘小学校 0610152161421330030000	奈良市東登美ヶ丘4－21－33	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
26	二名小学校 0610152185001610130000	奈良市二名1－3716－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
27	西大寺北小学校 0610152150106010030000	奈良市西大寺赤田町1－6－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
28	富雄第三小学校・中学校 0610152277211010030000	奈良市帝塚山南2－11－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V				太陽光発電 (10kw)	需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
29	平城西小学校 0610152161326220030000	奈良市東登美ヶ丘3－1093－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
30	大安寺西小学校 0610152262806010030000	奈良市大安寺西1－342	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
31	三碓小学校 0610152283120090030000	奈良市西千代ヶ丘1－20－9	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。

【別紙1】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	施設及び設備の概要									需給地点及び電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点
		需要場所	業種及び用途	受電方式	標準電圧	計量電圧	暖房設備	厨房設備	非常用発電設備	常用発電設備		
33	朱雀小学校 0610152820635020030000	奈良市朱雀6－10－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
34	済美南小学校 0610152265129190030000	奈良市南京終町676	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
35	鼓阪北小学校 0610152100903010030000	奈良市青山9－3－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
36	伏見南小学校 0610152290502010030000	奈良市宝来5－2－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
37	佐保台小学校 0610152101604140030000	奈良市佐保台3－902－341	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
38	佐保川小学校 0610152142704494930000	奈良市法蓮町229－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
39	左京小学校 0610152830301010030000	奈良市左京3－1－1	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
40	都祁小学校 0610151972026150030000	奈良市都祁白石町974	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
41	柳生小学校 0611852011028120031000	奈良市柳生下町138	小学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。

【別紙2】

番号	対象施設（供給地点特定番号）	使用電力量及び最大需要電力の実績値（令和2年10月～令和3年9月）※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。		令和2年10月（9月使用分）	令和2年11月（10月使用分）	令和2年12月（11月使用分）	令和3年1月（12月使用分）	令和3年2月（1月使用分）	令和3年3月（2月使用分）	令和3年4月（3月使用分）	令和3年5月（4月使用分）	令和3年6月（5月使用分）	令和3年7月（6月使用分）	令和3年8月（7月使用分）	令和3年9月（8月使用分）	合計（最大）	うち潜熱電力量kwh	うち顕熱電力量kwh	負荷率	契約電力(kW)
1	椿井小学校	使用電力量(kWh)		16,172	11,439	10,874	12,916	14,292	15,181	12,450	9,339	9,215	15,198	15,981	10,933	153,990			13.73%	128
	0610152223945010030000	最大需要電力(kW)		128	60	69	107	113	105	88	54	63	119	126	108	128				
2	飛鳥小学校	使用電力量(kWh)		20,933	14,255	13,250	17,987	20,405	19,219	15,825	13,021	11,564	20,023	23,108	18,899	208,489			12.21%	195
	0610152212309120030000	最大需要電力(kW)		192	91	92	146	165	134	113	77	105	168	195	183	195				
3	茨阪小学校	使用電力量(kWh)		8,174	5,708	6,055	10,421	11,288	10,333	8,831	5,871	5,163	8,318	8,199	6,480	94,841			11.16%	97
	0610152104527240030000	最大需要電力(kW)		77	37	49	75	97	75	64	29	35	56	64	65	97				
4	済美小学校	使用電力量(kWh)		21,073	14,131	13,098	14,853	16,085	16,373	13,381	12,340	11,240	18,492	19,544	12,919	183,529			13.01%	161
	0610152245512010030000	最大需要電力(kW)		154	81	77	104	125	113	87	73	81	141	157	161	161				
5	佐保小学校	使用電力量(kWh)		19,735	10,882	10,065	11,531	14,520	13,987	12,009	9,300	9,175	16,211	16,556	10,806	154,777			9.76%	181
	0610152125158020030000	最大需要電力(kW)		181	81	57	84	119	109	84	50	75	129	151	157	181				
6	大宮小学校	使用電力量(kWh)		20,353	10,994	10,932	15,031	18,671	18,364	12,984	9,852	10,115	17,486	17,705	11,848	174,345			10.70%	186
	0610152146428010030000	最大需要電力(kW)		184	87	87	119	186	159	109	69	86	143	159	165	186				
7	都跡小学校	使用電力量(kWh)		24,283	12,860	12,175	14,928	17,630	17,830	15,504	12,024	11,373	19,146	21,563	16,994	196,310			11.20%	200
	0610152262506010030000	最大需要電力(kW)		200	81	62	94	116	118	97	68	93	157	197	196	200				
8	大安寺小学校	使用電力量(kWh)		16,820	10,979	9,697	11,568	13,446	13,746	11,237	10,600	9,906	17,546	16,343	10,433	152,421			12.43%	140
	0610152261215010030000	最大需要電力(kW)		138	74	55	87	103	90	77	64	89	126	140	125	140				
9	東市小学校	使用電力量(kWh)		12,654	8,081	8,360	10,888	10,960	11,614	9,375	7,076	6,284	10,208	10,235	7,274	113,009			11.94%	108
	0610152207386180030000	最大需要電力(kW)		108	50	49	86	93	89	62	39	56	79	88	75	108				
10	平城小学校	使用電力量(kWh)		21,457	11,958	11,451	17,603	20,634	19,368	12,932	9,395	9,492	18,073	17,786	10,518	180,667			11.65%	177
	0610152140527020030000	最大需要電力(kW)		174	72	68	156	177	168	108	51	77	128	162	158	177				
11	辰市小学校	使用電力量(kWh)		16,389	8,643	8,633	10,190	10,349	10,354	10,121	7,545	7,435	13,495	13,252	8,769	125,175			9.72%	147
	0610152271903020030000	最大需要電力(kW)		147	46	47	91	72	77	55	41	72	101	122	114	147				
12	明治小学校	使用電力量(kWh)		21,522	11,958	11,027	18,004	20,739	19,836	15,193	10,131	10,178	16,411	18,468	11,319	184,786			10.99%	192
	0610152229091010030000	最大需要電力(kW)		192	65	68	159	167	147	128	63	104	131	165	150	192				
13	帯解小学校	使用電力量(kWh)		8,561	5,180	4,911	5,177	6,483	6,684	5,901	4,986	4,952	7,311	8,284	6,352	74,782			10.29%	83
	0610152215247060130000	最大需要電力(kW)		83	28	30	37	44	47	34	26	38	69	70	77	83				
14	伏見小学校	使用電力量(kWh)		23,453	11,490	9,824	10,768	11,786	12,062	10,973	9,437	10,355	18,343	19,860	12,319	160,680			8.25%	222
	0610152151615010030000	最大需要電力(kW)		214	106	56	68	76	79	70	55	73	181	204	222	222				
15	富雄南小学校	使用電力量(kWh)		18,211	9,785	9,320	13,402	14,130	13,335	11,393	8,953	9,345	16,038	17,182	10,822	151,916			9.50%	179
	0610152287344010030000	最大需要電力(kW)		179	56	56	107	120	113	76	42	88	131	160	159	179				
16	富雄北小学校	使用電力量(kWh)		23,589	13,052	12,361	18,415	21,934	20,894	15,357	10,541	11,089	19,706	19,694	12,955	199,587			10.60%	215
	0610152171013060030000	最大需要電力(kW)		215	77	79	142	168	154	128	57	104	146	176	188	215				

【別紙2】

使用電力量及び最大需要電力の実績値（令和2年10月～令和3年9月）　※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。

番号	対象施設（供給地点特定番号）		令和2年10月（9月使用分）	令和2年11月（10月使用分）	令和2年12月（11月使用分）	令和3年1月（12月使用分）	令和3年2月（1月使用分）	令和3年3月（2月使用分）	令和3年4月（3月使用分）	令和3年5月（4月使用分）	令和3年6月（5月使用分）	令和3年7月（6月使用分）	令和3年8月（7月使用分）	令和3年9月（8月使用分）	合計（最大）	うち潜熱電力量 kwh	うち厨房電力量 kwh	負荷率	契約電力（kW）
17	興東小学校	使用電力量(kWh)	7,118	4,916	4,925	5,238	5,268	5,255	5,410	5,008	4,539	6,101	6,607	5,048	65,433			12.25%	61
	0610152008012490030000	最大需要電力(kW)	61	25	29	34	39	33	33	29	29	36	52	58	61				
18	あやめ池小学校	使用電力量(kWh)	21,874	14,035	12,495	17,978	20,350	19,596	14,996	11,819	12,546	18,919	20,657	13,476	198,741			10.65%	213
	0610152166901010030000	最大需要電力(kW)	213	92	93	156	182	152	124	81	123	172	211	167	213				
19	鶴鳴小学校	使用電力量(kWh)	14,532	8,686	7,898	9,735	10,814	10,859	9,680	8,407	7,983	11,989	12,596	9,408	122,587			10.60%	132
	0610152163802010030000	最大需要電力(kW)	132	52	47	58	96	80	71	45	67	91	109	91	132				
20	鳥見小学校	使用電力量(kWh)	18,422	10,617	11,081	16,327	18,499	19,178	14,530	10,218	9,496	15,701	17,602	11,994	173,565			11.01%	180
	0610152177318010030000	最大需要電力(kW)	180	61	64	151	164	164	116	53	71	133	153	175	180				
21	登美ヶ丘小学校	使用電力量(kWh)	14,791	9,861	8,712	11,109	12,666	12,883	10,236	9,100	8,747	14,409	14,921	10,261	137,695			10.27%	153
	0610152159421010030000	最大需要電力(kW)	144	49	48	89	103	98	80	54	78	111	153	151	153				
22	六条小学校	使用電力量(kWh)	23,467	12,674	12,304	18,168	20,381	19,398	14,926	12,085	11,739	20,392	23,016	15,830	204,380			9.52%	245
	0610152269214010030000	最大需要電力(kW)	245	74	82	142	176	147	109	64	126	183	229	199	245				
23	青和小学校	使用電力量(kWh)	17,481	10,130	9,105	12,501	15,156	14,912	10,778	8,587	9,016	13,544	13,221	8,308	142,739			9.36%	174
	0610152169401010030000	最大需要電力(kW)	174	64	57	117	136	125	96	54	84	120	157	138	174				
25	東登美ヶ丘小学校	使用電力量(kWh)	20,826	12,266	11,908	16,011	18,540	17,490	12,843	10,674	10,459	16,603	18,008	11,391	177,019			10.15%	199
	0610152161421330030000	最大需要電力(kW)	199	72	69	132	155	143	112	75	97	144	178	190	199				
26	二名小学校	使用電力量(kWh)	13,821	7,700	7,364	8,450	9,581	9,325	8,125	6,811	6,830	11,361	11,816	8,252	109,436			9.25%	135
	0610152185001610130000	最大需要電力(kW)	135	40	42	65	64	78	61	40	42	104	131	133	135				
27	西大寺北小学校	使用電力量(kWh)	19,970	12,011	10,654	13,628	15,781	16,251	12,469	10,419	9,984	15,215	17,919	12,031	167,332			10.00%	191
	0610152150106010030000	最大需要電力(kW)	191	61	62	109	133	120	93	52	74	142	176	182	191				
28	菖蒲第三小学校・中学校	使用電力量(kWh)	27,470	16,797	15,884	22,870	27,068	24,911	21,228	14,360	14,119	21,851	25,207	18,020	249,785			11.45%	249
	0610152277211010030000	最大需要電力(kW)	249	102	100	191	220	165	137	87	95	146	179	187	249				
29	平城西小学校	使用電力量(kWh)	14,225	9,048	8,290	9,068	10,346	10,143	8,416	7,791	7,809	11,913	10,656	7,049	114,754			11.01%	119
	0610152161326220030000	最大需要電力(kW)	119	41	43	59	72	62	57	38	47	74	85	95	119				
30	大安寺西小学校	使用電力量(kWh)	17,795	10,665	10,485	13,428	15,423	15,332	12,236	9,224	9,101	16,563	16,014	11,447	157,713			11.25%	160
	0610152262806010030000	最大需要電力(kW)	160	77	58	102	127	104	74	53	62	140	143	157	160				
31	三碧小学校	使用電力量(kWh)	24,116	13,155	12,685	16,388	19,301	21,234	14,971	10,943	11,039	18,765	20,736	14,140	197,473			9.39%	240
	0610152283120090030000	最大需要電力(kW)	240	94	71	112	154	153	137	66	111	180	228	230	240				

【別紙2】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	使用電力量及び最大需要電力の実績値(令和2年10月～令和3年9月)　※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。															うち新熱電力量 kwh	うち新原電力量 kwh	負荷率	契約電力 (kW)
			令和2年10月 (9月使用分)	令和2年11月 (10月使用分)	令和2年12月 (11月使用分)	令和3年1月 (12月使用分)	令和3年2月 (1月使用分)	令和3年3月 (2月使用分)	令和3年4月 (3月使用分)	令和3年5月 (4月使用分)	令和3年6月 (5月使用分)	令和3年7月 (6月使用分)	令和3年8月 (7月使用分)	令和3年9月 (8月使用分)	合計 (最大)				
33	朱雀小学校 0610152820635020030000	使用電力量(kWh)	12,361	7,867	7,347	8,342	10,815	10,313	8,259	7,529	7,304	10,192	11,327	9,005	111,161			8.40%	151
		最大需要電力(kW)	151	54	50	79	99	90	68	49	55	106	118	115	151				
34	済美南小学校 0610152265129190030000	使用電力量(kWh)	11,906	8,345	7,928	9,843	11,003	10,974	8,638	7,088	7,108	11,023	10,895	7,259	112,010			11.42%	112
		最大需要電力(kW)	102	54	48	71	112	97	59	43	63	84	85	85	112				
35	鼓阪北小学校 0610152100903010030000	使用電力量(kWh)	8,564	6,233	5,989	7,991	9,782	8,439	6,992	5,090	4,550	6,724	7,872	5,479	83,705			10.74%	89
		最大需要電力(kW)	77	33	34	78	89	78	52	27	31	47	60	60	89				
36	伏見南小学校 0610152290502010030000	使用電力量(kWh)	18,240	10,639	10,340	14,018	16,319	15,609	12,511	9,124	9,171	15,777	16,709	11,084	159,541			11.75%	155
		最大需要電力(kW)	154	63	67	125	155	131	91	56	85	116	135	131	155				
37	佐保台小学校 0610152101604140030000	使用電力量(kWh)	9,553	5,785	5,105	6,560	7,549	7,519	6,412	5,349	5,026	8,021	8,275	5,752	81,006			9.25%	100
		最大需要電力(kW)	100	46	39	59	62	65	51	35	42	70	79	72	100				
38	佐保川小学校 0610152142704494930000	使用電力量(kWh)	16,097	9,945	9,919	12,384	12,579	13,062	10,255	9,211	8,726	14,986	15,413	10,191	142,768			11.56%	141
		最大需要電力(kW)	137	51	50	114	105	83	64	49	79	115	135	141	141				
39	左京小学校 0610152830301010030000	使用電力量(kWh)	16,325	10,990	10,219	10,479	13,240	12,810	10,998	9,993	9,204	12,883	14,623	10,028	141,782			10.51%	154
		最大需要電力(kW)	154	64	61	64	113	106	76	59	63	109	132	147	154				
40	都祁小学校 0610151972026150030000	使用電力量(kWh)	7,826	6,288	6,485	10,127	11,909	12,541	8,934	5,614	5,423	6,085	6,653	5,705	93,591			10.58%	101
		最大需要電力(kW)	80	39	41	82	101	92	72	27	24	25	38	42	101				
41	柳生小学校 0611852011028120031000	使用電力量(kWh)	4,151	4,233	4,665	4,107	5,189	4,224	4,117	3,855	4,494	5,087	4,401	5,475	53,998			11.01%	56
		最大需要電力(kW)	56	35	22	28	27	28	25	24	29	41	36	51	56				

【別紙3】

番号	対象施設 (施設地点特定番号)	予定使用電力量(kWh) 令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	合計	※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。 夏季	その他季	うち蓄熱電力量kwh	うち貯湯電力量kwh
1	櫛井小学校 0610152223945010030000	12,450	9,340	9,220	15,200	15,990	10,940	16,180	11,440	10,880	12,920	14,300	15,190	154,050	43,110	110,940		
2	飛鳥小学校 0610152212309120030000	15,830	13,030	11,570	20,030	23,110	18,900	20,940	14,260	13,250	17,990	20,410	19,220	208,540	62,950	145,590		
3	鼓阪小学校 0610152104527240030000	8,840	5,880	5,170	8,320	8,200	6,480	8,180	5,710	6,060	10,430	11,290	10,340	94,900	22,860	72,040		
4	済美小学校 0610152245512010030000	13,390	12,340	11,240	18,500	19,550	12,920	21,080	14,140	13,100	14,860	16,090	16,380	183,590	53,550	130,040		
5	佐保小学校 0610152125158020030000	12,010	9,300	9,180	16,220	16,550	10,810	19,740	10,890	10,070	11,540	14,520	13,990	154,830	47,110	107,720		
6	大宮小学校 0610152146428010030000	12,990	9,860	10,120	17,490	17,710	11,850	20,370	11,000	10,940	15,040	18,680	18,370	174,420	49,930	124,490		
7	都跡小学校 0610152262506010030000	15,510	12,030	11,380	19,150	21,670	17,000	24,290	12,860	12,180	14,930	17,630	17,830	196,360	62,860	133,500		
8	大安寺小学校 0610152261215010030000	11,240	10,600	9,910	17,550	16,350	10,440	18,820	10,980	9,700	11,670	13,450	13,750	152,460	43,610	108,850		
9	東市小学校 0610152207386180030000	9,380	7,080	6,290	10,210	10,240	7,280	12,660	8,090	8,360	10,890	10,960	11,620	113,060	30,180	82,880		
10	平城小学校 0610152140527020030000	12,940	9,400	9,500	18,080	17,790	10,520	21,460	11,960	11,460	17,610	20,640	19,370	180,730	49,770	130,960		
11	辰市小学校 0610152271903020030000	10,130	7,550	7,440	13,500	13,260	8,770	16,390	8,650	8,640	10,190	10,350	10,360	125,230	38,420	86,810		
12	明治小学校 0610152229091010030000	15,200	10,140	10,180	16,420	18,470	11,320	21,530	11,960	11,030	18,010	20,740	19,840	184,840	51,320	133,520		
13	帯解小学校 0610152215247060130000	5,910	4,990	4,960	7,320	8,290	6,360	8,570	5,180	4,920	5,180	6,490	6,690	74,860	23,220	51,640		
14	伏見小学校 0610152151615010030000	10,980	9,440	10,360	18,350	19,860	12,320	23,470	11,490	9,830	10,770	11,790	12,070	160,730	55,650	105,080		
15	富雄南小学校 0610152287344010030000	11,400	8,950	9,350	16,040	17,190	10,830	18,220	9,790	9,320	13,410	14,130	13,340	151,990	46,240	105,740		
16	富雄北小学校 0610152171013060030000	15,360	10,550	11,090	19,710	19,700	12,960	23,590	13,060	12,370	18,420	21,940	20,900	199,650	56,250	143,400		

【別紙3】

番号	対象施設（供給地点特定番号）	予定使用電力量(kWh) 令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	合計	※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。 夏季	その他季	うち再熱電力量kwh	うち調剤電力量kwh
17	興東小学校 0610152008012490030000	5,410	5,010	4,540	6,110	6,610	5,050	7,120	4,920	4,930	5,240	5,270	5,260	65,470	18,780	46,690		
18	あやめ池小学校 0610152166901010030000	15,000	11,820	12,550	18,920	20,660	13,480	21,880	14,040	12,500	17,980	20,350	19,600	198,780	56,020	142,760		
19	鶴舞小学校 0610152163802010030000	9,680	8,410	7,900	11,990	12,600	9,410	14,540	8,690	7,900	9,740	10,820	10,860	122,530	36,560	86,080		
20	島見小学校 0610152177318010030000	14,530	10,220	9,500	15,710	17,510	12,000	18,430	10,520	11,080	16,330	18,500	19,180	173,620	47,940	125,680		
21	登美ヶ丘小学校 0610152159421010030000	10,240	9,100	8,750	14,410	14,930	10,270	14,800	9,870	8,720	11,110	12,670	12,890	137,760	40,000	97,760		
22	六条小学校 0610152269214010030000	14,930	12,090	11,740	20,400	23,020	15,830	23,470	12,680	12,310	18,170	20,390	19,400	204,430	62,320	142,110		
23	菁和小学校 0610152169401010030000	10,780	8,590	9,020	13,550	13,230	8,310	17,490	10,130	9,110	12,510	16,160	14,920	142,800	39,030	103,770		
25	東登美ヶ丘小学校 0610152161421330030000	12,860	10,680	10,460	16,610	18,010	11,400	20,830	12,270	11,910	16,020	18,540	17,490	177,070	50,240	126,830		
26	二名小学校 0610152185001610130000	8,130	6,820	6,830	11,370	11,820	8,260	13,830	7,700	7,370	8,450	9,590	9,330	109,500	33,910	75,590		
27	西大寺北小学校 0610152150106010030000	12,470	10,420	9,990	16,220	17,920	12,040	19,970	12,020	10,660	13,630	15,790	16,260	167,390	49,930	117,460		
28	富雄第三小学校・中学校 0610152277211010030000	21,230	14,360	14,120	21,860	25,210	18,020	27,470	16,800	15,890	22,870	27,070	24,920	249,820	70,700	179,120		
29	平城西小学校 0610152161326220030000	8,420	7,800	7,810	11,920	10,660	7,050	14,230	9,050	8,290	9,070	10,350	10,150	114,800	31,940	82,860		
30	大安寺西小学校 0610152262806010030000	12,240	9,230	9,110	16,570	16,020	11,450	17,800	10,670	10,490	13,430	15,430	15,340	167,780	45,270	112,510		
31	三碓小学校 0610152283120090030000	14,980	10,950	11,040	18,770	20,740	14,140	24,120	13,160	12,690	16,390	19,310	21,240	197,530	59,000	138,530		

【別紙3】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	予定使用電力量(kWh) ※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。															うち蓄熱電力量kwh	うち厨房電力量kwh
		令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	合計	夏季	その他季		
33	朱雀小学校 0610152820635020030000	8,260	7,530	7,310	10,200	11,830	9,010	12,370	7,870	7,350	8,350	10,820	10,320	111,220	33,210	78,010		
34	済美南小学校 0610152265129190030000	8,640	7,090	7,110	11,030	10,900	7,260	11,910	8,350	7,930	9,850	11,010	10,980	112,060	30,070	81,990		
35	鼓阪北小学校 0610152100903010030000	7,000	5,090	4,650	6,730	7,880	5,480	8,570	6,240	5,990	8,000	9,790	8,440	83,760	21,930	61,830		
36	伏見南小学校 0610152290502010030000	12,520	9,130	9,180	15,780	15,710	11,090	18,240	10,640	10,340	14,020	16,320	15,610	159,580	46,040	113,540		
37	佐保台小学校 0610152101604140030000	6,420	5,350	5,030	8,030	8,280	5,760	9,660	5,790	5,110	6,560	7,550	7,520	81,060	23,700	57,360		
38	佐保川小学校 0610152142704494930000	10,260	9,220	8,730	14,990	15,420	10,200	16,100	9,950	9,920	12,390	12,580	13,070	142,830	41,720	101,110		
39	左京小学校 0610152830301010030000	11,000	9,990	9,210	12,890	14,630	10,030	15,330	10,990	10,220	10,480	13,240	12,810	141,820	40,990	100,830		
40	都祁小学校 0610151972026150030000	8,940	5,620	5,430	6,090	6,660	5,710	7,830	6,290	6,490	10,130	11,910	12,550	93,650	20,200	73,450		
41	柳生小学校 0611852011028120031000	4,120	3,860	4,500	5,090	4,410	5,480	4,160	4,240	4,670	4,110	5,190	4,230	54,060	14,050	40,010		

奈良市春日中学校等電力調達契約書（長期継続契約）

奈良市（以下、「発注者」という。）と、株式会社ウエスト電力（以下、「受注者」という。）との間に、奈良市春日中学校等における電力調達契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、仕様書及びこの契約の条項に基づき奈良市所有施設（詳細は別紙１のとおり）で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（電気方式等）

第２条　電気方式、受電方式、計量電圧、標準周波数は次のとおりとする。

一　電気方式　　交流３相３線式
二　受電方式　　１回線受電（常用）
三　受電電圧　　６，６００Ｖ
四　計量電圧　　６，６００Ｖ
五　標準周波数　　６０Ｈｚ

（契約電力等）

第３条　契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び予定使用電力量は次のとおりとする。

一　常用契約電力　その１月の最大需要電力と前１１ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、最大需要電力が５００ｋＷ以上となる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約電力を決定する。
二　予定使用電力量　別紙３のとおり

２　使用電力はあくまでも予定量であり、これを上回り、また下回ることがある。

（権利義務譲渡の禁止）

第４条　受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（機密を守る義務）

第５条　受注者及びこの契約の従事者（従事していた者も含む。）は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、第７条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

（契約金額）

第６条　契約金額は次に掲げる各金額とする（消費税及び地方消費税額を含む）。

一　基本料金単価
・　金　　２６４．８２円（１kW、１ヶ月当たり）
二　電力量料金単価
・（夏季７～９月）　金　　１３．９４円（１kWｈ）
・（その他季）　金　　１２．８７円（１kWｈ）

２　この契約締結後において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、市は変更された税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。この場合の変更後の単価は、次の算定によって、算定された値とする。なお、小数点以下の有効桁数は従前と同様とし、その端数は切り捨てとする。

・変更後単価＝従前単価÷１１０×（１００＋変更後の税率）

（契約期間及び供給期間）
第７条　契約期間及び供給期間は次に掲げる期間とする。
一　契約期間
本契約締結日～令和５年３月計量日前日（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）
二　供給期間
令和４年３月計量日０時～令和５年３月計量日前日２４時

（契約保証金）
第８条　発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（供給の方法）
第９条　受注者は、仕様書別紙１にある対象施設（以下「対象施設」）で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（電気の安定供給）
第１０条　受注者は、発注者に対し電気の安定供給に努めること。
電力供給側の事故や災害により、対象施設への電力供給が停止した場合には業務に支障が生じることがないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

（計量及び検査）
第１１条　受注者は毎月、前月計量日の０時から当月計量日の前日の最終日２４時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。
２　検針日は、次により、実際に計量を行った日又は計量を行ったものとされる日とする。
一　計量は毎月、発注者と受注者との協議により定めた日に、受注者が行う。
二　発注者又は受注者の事情により、協議により定めた日に計量することができない場合には、受注者はその翌日以降に検針を行なうことがある。
三　非常変災の場合等やむを得ない事情のあるときは、受注者は協議により定めた日以外の日に計量することがある。
四　第二号および第三号の場合については、受注者は協議により定めた日に計量したものとして取り扱う。

（料金の計算）
第１２条　料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとする。
２　料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。
一　基本料金
契約電力、第６条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。
・基本料金＝契約電力×基本料金単価×（１．８５－力率／１００）
二　電力量料金
使用電力量及び第６条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。
・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価
三　燃料費調整額
燃料費調整額は、受注者が定める約款等の規定による。ただし、当該地域の旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を上限とする。
・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

四　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、受注者が定める約款等の規定による。
３　料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

一　契約電力の単位は１ｋＷとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
二　使用電力量の単位は１ｋＷｈとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
三　力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
四　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
五　電気料金は、施設毎に算出し、小数点以下を切捨て、全施設分を合算する。

（力率）
第１３条　力率は、その１ケ月のうち毎日８時から２２時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下四捨五入する。（瞬間力率が、進み力率となる場合は、その瞬間力率は１００％とする）平均力率は次のとおり。
・平均力率（%）　＝有効電力量／√｛（有効電力量）^2＋（無効電力量）^2｝×100

（支払方法）
第１４条　受注者は検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、発注者は当該請求書が適法であると認めたときは、請求日の翌日から起算して３０日以内にその電気料金を支払うこととする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点以下１位で四捨五入するものとする。また、代金の計算における金額ならびに消費税相当額の単位は円単位とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。
２　発注者が前項の額を指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）
第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
一　正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
二　前号のほか、この契約に違反したとき。
２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約単価に予定数量を乗じて得た額の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。
３　第１項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（談合その他不正行為による解除等）
第１６条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
一　公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
二　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
三　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
四　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（暴力団排除措置による解除等）
第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七　受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

八　受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第１８条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（談合等に係る違約金）

第１９条　受注者は、この契約に関して、第１６条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第１号から第３号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

（契約の変更）

第２０条　本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適切となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上書面により定めるものとする。

（予算の減額等による契約の変更等）

第２１条　発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認め

られる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。
3　前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（損害賠償）
第２２条　受注者は、次のいずれかに当該したときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して、停電により通常生ずるであろう損害賠償義務を負う範囲に限る。
一　天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電を除き、停電により、受注者が発注者に損害を与えたとき。
二　第１５条第１項の規定により契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。
三　受注者の責めにより生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

（定めのない事項の処理）
第２３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。
2　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、発注者の本庁所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者の記名押印の上、各１通を保有する。

令和 3 年 11 月 26 日

発注者　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市
代表者　奈良市長　仲川　元庸　㊞

受注者　広島市西区楠木町１－１５－２
株式会社ウエスト電力
代表取締役　中村　公俊

奈良市立小中及び高等学校（高圧電力使用施設）の電力調達に係る仕様書

1 概要

（1）調達案件名　案件１　奈良市椿井小学校等で使用する電力調達
　　案件２　奈良市春日中学校等で使用する電力調達

（2）対象施設　別紙１のとおり

（3）需要場所　別紙１のとおり

（4）業種及び用途　別紙１のとおり

2 仕様

（1）供給電気方式等

ア　供給電気方式　交流３相３線式

イ　標準電圧　別紙１のとおり

ウ　計量電圧　別紙１のとおり

エ　標準周波数　６０Ｈｚ

オ　受電方式　別紙１のとおり

カ　蓄熱設備　別紙１のとおり

キ　発電設備　別紙１のとおり

（2）契約電力及び予定使用電力量等

ア　契約電力 別紙２のとおり

ただし、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　最大需要電力実績　別紙２のとおり（令和２年１０月～令和３年９月）

ウ　使用電力量実績　別紙２のとおり（令和２年１０月～令和３年９月）

エ　予定使用電力量 別紙３のとおり（令和４年３月～令和５年２月）

備考　１　奈良市立右京小学校と奈良市立神功小学校が、令和４年４月１日より統合し、奈良市立平城西中学校（令和４年度より、奈良市立ならやま中学校と改称）の敷地内に、奈良市立ならやま小学校が新設される予定である。これにともない、電力量の増加が見込まれる。さらに、奈良市立ならやま中学校においては、キュービクルの仕様の変更及び太陽光発電（１０kW）を設置する可能性があり、これにともない、電力量の増加が見込まれる。

２　奈良市立一条高等学校附属中学校が、令和４年４月１日より開校する。これにともない、新たにキュービクルが２台設置される。また、一部校舎の建替にともない、空調設備入替の予定があり、電力量の増加が見込まれる。

（3）契約期間及び供給期間

契約期間（契約締結日～令和５年３月計量日の前日）

供給期間（令和４年３月計量日０時～令和５年３月計量日の前日２４時）

（4）検針日及び計量

検針日及び検針方法は、供給者との協議により定めた日とし、計量は供給者が行うものとする。計量期間は、前月計量日の０時から当月計量日の前日の２４時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

（５）代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

（６）料金体系

電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく２部料金制とする。

また、電力量料金単価設定のうち夏季単価は７月分（８月請求）・８月分（９月請求）・９月分（10 月請求）の使用期間とし、それ以外の月はその他季の電力量料金単価とする。

（７）力率

ア　力率は、その月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率とする。単位はパーセントとし、小数点以下第１位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は１００パーセントとする。）

イ　供給者は契約期間において、その１月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うこと。

※平均力率の算定式

$$\text{平均力率}(\%) = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

※力率割引及び割増し

力率が８５％を上回る場合、上回る１％につき基本料金を１％割引すること。

力率が８５％を下回る場合、下回る１％につき基本料金を１％割増することができる。

なお、入札金額の算出にあたっては、力率割引は考慮しないこととする。

（８）入札金額の積算

入札金額の積算にあたっては、以下の単価等（税込）を基本とし、予定使用電力量（別紙３のとおり）に基づき入札者の積算式により算出するものとする。また、積算に当たり用いた単価、割引率及び算出式については落札決定後も適用する。

なお、基本料金単価及び電力量料金単価（夏季・その他季）は、小数点第２位までの単価とし、特約割引料金の割引率（％）については、小数点第２位までとする。

ア　基本料金単価(円)

イ　夏季電力量料金単価（円）

ウ　その他季電力量料金単価（円）

エ　特約割引料金等（％）

※上記単価等は全て消費税込の金額とする。

（９）契約方法

単価契約とする。

※基本料金単価、夏季電力量単価、その他季電力量単価、その他の電力量単価に用いた各々の単価に、消費税を乗じた金額（小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位までの単価）をそれぞれ契約単価（税込単価）として設定する。

なお、特約割引料金等（%）を設定した場合は、契約時も同様の割引率を適用することとする。

（１０）支払金額の算定

毎月の電気料金の支払金額は以下の算定式を基本とすること。

支払金額＝基本料金
＋（夏季又はその他季）電力量料金
－特約割引料金等（必ず設定する必要はない）
＋燃料費調整額
＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

・基本料金（基本料金単価×契約電力×（１．８５－力率／１００）
・夏季電力量料金（夏季電力量単価×ひと月の使用電力量）
・その他季電力量料金（その他季電力量単価×ひと月の使用電力量）
・燃料費調整額（燃料費調整単価×ひと月の使用電力量）
・再生可能エネルギー発電促進賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ひと月の使用電力量）

※上記単価は全て消費税込単価とする。

（１１）電力量等の検針

ア　一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下、通信設備等）という。）を設置する必要がある場合は、一般送配電事業者又は供給者の負担とする。

イ　通信設備等の取り付け場所は一般送配電事業者と協議の上、場所を選定し奈良市が提供する

（１２）保安上の責任分界点等

ア　需給地点 別紙１のとおり

イ　保安上の責任分界点 別紙１のとおり

（１３）その他

ア　各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増及び電力量料金について燃料費調整を行うこと。燃料費調整額については、供給者が定める約款等の規定に依るものとする。（ただし、当該地域の旧一般電気事業者が定める額を上限とする。）なお、入札金額の積算にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

イ　電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

（ア）　契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワットとし、その端数は小数点

以下第１位で四捨五入する。

（イ） 使用電力量の単位は１キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

（ウ） 料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

（エ） 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

ウ 料金の請求は、施設ごとではなく、この契約についてひとつにまとめて行なうこと（ただし、旧興東中学校分は東部出張所へ、一条高等学校分は一条高等学校・附属中学校へ請求すること。）請求の際には、請求書のほかに、施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付若しくはホームページ等で閲覧できるようにすること。電子データの形式は、エクセルやＣＳＶ形式等のファイルとし、別紙１の順に施設ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は協議により決めるものとする。なお、請求書の算定にあたっては、施設ごとに税込金額を算出し、その合計を請求額とすること。

エ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各施設へ通知すること。

オ 契約期間中に供給者が定める約款による各単価改定があった場合であっても、当該入札結果による契約単価の変更はしない。ただし、消費税率の改定や新たな賦課金が法律により施行されることとなった場合はこの限りではない。

カ 供給者にあっては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保しておくこと。

キ 本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄する一般送配電業者および供給者が定める約款等の規定に準ずるものとし、受給者・供給者両者において協議する。

【別紙1】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	施設及び設備の概要											
		需要場所	業種及び用途	受電方式	標準電圧	計量電圧	暖房設備	厨房設備	非常用発電設備	常用発電設備	需給地点及び電気工作物の保安分界点	保安上の責任分界点
1	春日中学校 0610152263186200030000	奈良市西木辻町67	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					関西電力柱上に施設した気中開閉器の負荷側端子	左記需給地点に同じ。
2	三笠中学校 0610152260303010030000	奈良市三条川西町3－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
3	若草中学校 0610152108330010030000	奈良市法蓮町1416－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
4	伏見中学校 0610152157306010030000	奈良市西大寺野神町1－6－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
5	富雄中学校 0610152181203120030000	奈良市三碧2－3－12	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
6	都南中学校 0610152214873010030000	奈良市南永井町98－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
7	田原小学校・中学校 0610152017930430030000	奈良市横田町199－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
8	興東館柳生中学校 0610152009003060030000	奈良市大柳生町832	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
9	登美ヶ丘中学校 0610152161326200030000	奈良市東登美ヶ丘3－1059	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
10	ならやま小学校・中学校 0610152800201010030000	奈良市神功2－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
11	二名中学校 0610152185001620030000	奈良市二名1－3667－2	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
12	京西中学校 0610152291403010030000	奈良市平松4－3－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
13	富雄南中学校 0610152284105130030000	奈良市藤ノ木台1－5－13	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
14	平城中学校 0610152140013010030000	奈良市秋篠町1333	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
15	飛鳥中学校 0610152201176050030000	奈良市高畑町1475－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
16	登美ヶ丘北中学校 0610152182101010030000	奈良市北登美ヶ丘1－1－1	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。

【別紙1】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	施設及び設備の概要									需給地点及び電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点
		需要場所	業種及び用途	受電方式	標準電圧	計量電圧	暖房設備	厨房設備	非常用発電設備	常用発電設備		
17	都跡中学校 0610152274516010030000	奈良市柏木町13	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
18	平城東中学校 0610152820635010030000	奈良市朱雀6−11	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
19	月ヶ瀬中学校 0610152031046200030000	奈良市月ヶ瀬尾山2551	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
20	都祁中学校 0610151970838020030000	奈良市針町2554	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V				太陽光発電(10kw)	需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
21	一条高等学校・附属中学校 0610152123103010130000	奈良市法蓮寺町1351	高等学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
22	東部出張所(旧興東中学校) 0610152009003380030000	奈良市大柳生町4736	出張所	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。
23	旧柳生中学校 0610152010929330030000	奈良市柳生町212-2	中学校	1回線受電	6,600V	6,600V					需要場所における奈良市の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点。	左記需給地点に同じ。

【別紙2】

使用電力量及び最大需要電力の実績値（令和2年10月～令和3年9月）　※令和3年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。

番号	対象施設（供給地点特定番号）		令和2年10月（9月使用分）	令和2年11月（10月使用分）	令和2年12月（11月使用分）	令和3年1月（12月使用分）	令和3年2月（1月使用分）	令和3年3月（2月使用分）	令和3年4月（3月使用分）	令和3年5月（4月使用分）	令和3年6月（5月使用分）	令和3年7月（6月使用分）	令和3年8月（7月使用分）	令和3年9月（8月使用分）	合計（最大）	うち蓄熱電力量 kwh	うち厨房電力量 kwh	負荷率	契約電力（kW）
1	春日中学校	使用電力量(kWh)	31,223	15,068	14,618	20,795	23,763	20,518	17,465	13,273	12,370	22,699	27,933	17,889	237,614			10.68%	254
	0610152263186200030000	最大需要電力(kW)	254	100	92	166	212	169	132	71	130	187	191	191	254				
2	三笠中学校	使用電力量(kWh)	36,287	20,140	17,236	19,338	23,903	21,317	18,684	15,697	16,010	30,425	42,907	21,054	283,008			12.52%	258
	0610152260303010030000	最大需要電力(kW)	258	124	102	133	154	144	115	92	157	198	242	199	258				
3	若草中学校	使用電力量(kWh)	19,890	14,235	12,728	14,704	19,347	17,406	14,192	12,437	11,527	18,633	17,672	11,079	183,850			13.12%	160
	0610152108330010030000	最大需要電力(kW)	160	71	67	110	136	141	102	62	76	114	130	101	160				
4	伏見中学校	使用電力量(kWh)	23,796	12,343	10,681	13,948	17,010	15,129	12,097	8,996	10,315	19,431	20,366	11,425	175,537			8.05%	224
	0610152157306010030000	最大需要電力(kW)	224	92	59	131	139	118	95	58	112	163	184	172	224				
5	富雄中学校	使用電力量(kWh)	25,284	18,291	16,654	22,826	28,936	23,446	21,027	17,561	15,583	28,300	34,262	20,238	282,408			11.19%	288
	0610152181203120030000	最大需要電力(kW)	288	108	96	216	219	214	148	88	121	174	232	211	288				
6	都南中学校	使用電力量(kWh)	29,412	17,332	12,587	15,244	17,478	15,029	13,433	11,887	13,321	23,002	25,742	16,117	210,584			12.06%	199
	0610152214873010030000	最大需要電力(kW)	199	94	83	113	108	99	83	81	116	156	163	137	199				
7	田原小学校・中学校	使用電力量(kWh)	11,862	9,911	11,313	12,374	12,950	12,304	11,866	8,971	8,485	9,564	11,063	11,535	132,198			15.24%	99
	0610152017930430030000	最大需要電力(kW)	99	52	58	76	89	80	57	44	36	45	99	91	99				
8	興東館柳生中学校	使用電力量(kWh)	6,550	5,681	5,630	6,212	7,150	6,560	6,572	5,576	5,153	6,131	7,004	5,783	74,102			13.43%	63
	0610152009030060030000	最大需要電力(kW)	50	27	30	33	48	40	33	29	28	31	63	52	63				
9	登美ヶ丘中学校	使用電力量(kWh)	27,123	13,953	13,137	13,573	15,065	15,123	14,732	13,164	11,810	22,806	25,323	17,561	203,370			13.42%	173
	0610152161326200030000	最大需要電力(kW)	173	95	83	85	98	92	85	70	98	128	148	153	173				
10	ならやま小学校・中学校	使用電力量(kWh)	38,255	22,988	21,913	26,049	32,539	30,388	27,214	20,801	18,960	31,367	35,701	39,386	345,551			15.53%	254
	0610152800201010030000	最大需要電力(kW)	147	74	68	105	119	122	102	61	84	102	212	254	254				
11	二名中学校	使用電力量(kWh)	23,045	13,368	12,589	18,551	22,469	19,605	15,889	14,088	12,810	20,478	22,213	14,581	209,786			12.10%	198
	0610152185001620030000	最大需要電力(kW)	198	90	109	181	182	157	147	95	93	145	179	143	198				
12	京西中学校	使用電力量(kWh)	27,752	15,218	13,935	14,559	19,254	16,993	15,129	13,589	12,736	22,251	22,665	15,210	210,291			11.93%	203
	0610152291403010030000	最大需要電力(kW)	203	88	77	100	169	130	105	74	88	157	180	178	203				
13	富雄南中学校	使用電力量(kWh)	28,630	15,718	14,009	14,977	16,953	17,428	15,386	12,897	12,540	22,496	25,849	16,687	213,570			10.88%	224
	0610152284105130030000	最大需要電力(kW)	224	95	78	119	128	119	113	72	103	157	200	180	224				
14	平城中学校	使用電力量(kWh)	25,443	17,050	16,753	19,799	25,272	22,970	20,006	16,547	13,703	20,936	24,203	16,114	239,796			15.29%	179
	0610152140013010030000	最大需要電力(kW)	172	97	100	156	179	170	149	85	108	133	169	134	179				
15	飛鳥中学校	使用電力量(kWh)	27,138	14,211	15,841	22,041	26,508	24,149	18,395	12,936	11,236	20,784	23,440	15,067	231,746			16.84%	159
	0610152201176050030000	最大需要電力(kW)	159	83	91	156	157	143	121	65	99	138	141	102	159				
16	登美ヶ丘北中学校	使用電力量(kWh)	21,807	12,502	11,322	14,612	17,156	14,714	14,747	12,211	10,288	16,137	19,034	13,275	177,805			11.87%	171
	0610152182101010030000	最大需要電力(kW)	171	72	60	104	114	108	88	67	67	119	150	130	171				

【別紙2】

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	使用電力量及び最大需要電力の実績値(令和2年10月～令和3年9月)	令和2年10月 (9月使用分)	令和2年11月 (10月使用分)	令和2年12月 (11月使用分)	令和3年1月 (12月使用分)	令和3年2月 (1月使用分)	令和3年3月 (2月使用分)	令和3年4月 (3月使用分)	令和3年5月 (4月使用分)	令和3年6月 (5月使用分)	令和3年7月 (6月使用分)	令和3年8月 (7月使用分)	令和3年9月 (8月使用分)	合計 (最大)	うち蓄熱電力量 kwh	うち厨房電力量 kwh	負荷率	契約電力 (kW)
												※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。							
17	都跡中学校	使用電力量(kWh)	24,672	11,516	11,043	13,645	18,147	14,113	13,437	9,641	9,603	19,628	23,892	16,337	185,674			12.47%	170
	0610152274516010030000	最大需要電力(kW)	170	59	62	102	107	101	94	51	70	126	164	137	170				
18	平城東中学校	使用電力量(kWh)	25,304	15,812	15,374	18,886	22,107	18,862	15,773	14,003	13,033	21,773	23,903	15,667	220,497			12.59%	200
	0610152820635010030000	最大需要電力(kW)	200	86	96	142	157	152	115	75	94	140	187	162	200				
19	月ヶ瀬中学校	使用電力量(kWh)	9,391	6,698	7,417	11,518	14,950	12,460	10,649	6,671	5,837	7,310	8,518	6,908	108,327			10.48%	118
	0610152031046200030000	最大需要電力(kW)	75	43	59	85	118	96	78	47	33	50	77	63	118				
20	都祁中学校	使用電力量(kWh)	13,438	11,714	14,791	18,281	21,546	17,540	18,919	13,769	9,170	11,109	14,489	11,260	176,026			15.21%	124
	0610151970838020030000	最大需要電力(kW)	95	55	69	117	124	96	102	79	53	66	90	82	124				
21	一条高等学校・附属中学校	使用電力量(kWh)	53,119	36,939	32,572	39,327	46,069	33,836	31,527	30,794	34,753	44,566	56,929	46,064	486,495			17.14%	324
	0610152123103010130000	最大需要電力(kW)	324	135	139	290	272	224	183	108	106	205	268	249	324				
22	東部出張所(旧興東中学校)	使用電力量(kWh)	455	461	513	592	481	456	469	372	374	365	370	330	5,278			15.06%	4
	0610152009003380030000	最大需要電力(kW)	1	2	4	4	3	3	3	1	1	1	1	1	4				
23	旧柳生中学校	使用電力量(kWh)	648	727	693	892	1,102	877	937	1,091	658	1,406	1,012	1,324	11,367			5.90%	22
	0610152010929330030000	最大需要電力(kW)	1	8	8	9	2	9	10	12	4	22	16	19	22				

【別紙3】

※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。

番号	対象施設 (供給地点特定番号)	予定使用電力量(kWh) 令和4年 3月	令和4年 4月	令和4年 5月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月	令和4年 9月	令和4年 10月	令和4年 11月	令和4年 12月	令和5年 1月	令和5年 2月	合計	夏季	その他季	うち蓄熱電力量kwh	うち融雪用電力量kwh
1	春日中学校 06101522631862000300000	17,470	13,280	12,370	22,700	27,940	17,890	31,230	15,070	14,620	20,800	23,770	20,520	237,660	77,060	160,600		
2	三笠中学校 06101522603030100300000	18,690	15,700	16,010	30,430	42,910	21,070	36,290	20,140	17,240	19,340	23,910	21,320	283,050	100,270	182,780		
3	若草中学校 06101521083300100300000	14,200	12,440	11,530	18,640	17,680	11,080	19,890	14,240	12,730	14,710	19,350	17,410	183,900	48,650	135,250		
4	伏見中学校 06101521573060100300000	12,100	9,000	10,320	19,440	20,370	11,430	23,800	12,350	10,690	13,950	17,010	15,130	175,590	55,600	119,990		
5	富雄中学校 06101521812031200300000	21,030	17,570	15,590	28,300	34,270	20,240	35,290	18,300	16,660	22,830	28,940	23,450	282,470	89,800	192,670		
6	都南中学校 06101522148730100300000	13,440	11,890	13,330	23,010	25,750	16,120	29,420	17,340	12,590	15,250	17,480	15,030	210,650	71,290	139,360		
7	田原小学校・中学校 06101520179304300300000	11,870	8,980	8,490	9,570	11,070	11,540	11,870	9,020	11,320	12,380	12,950	12,310	132,270	34,480	97,790		
8	興東館柳生中学校 06101520090030600300000	6,580	5,680	5,160	6,140	7,010	6,790	6,550	5,690	5,630	6,220	7,150	6,560	74,160	19,350	54,810		
9	登美ヶ丘中学校 06101521613262000300000	14,740	13,170	11,810	22,810	25,330	17,570	27,130	13,960	13,140	13,580	15,070	15,130	203,440	70,030	133,410		
10	ならやま小学校・中学校 06101528002010100300000	27,220	20,810	18,960	31,370	35,710	39,390	38,260	22,990	21,920	26,050	32,540	30,390	345,610	113,360	232,250		
11	二名中学校 06101521850016200300000	15,890	14,090	12,810	20,480	22,220	14,590	23,050	13,370	12,590	18,660	22,470	19,510	209,830	59,860	149,970		
12	京西中学校 06101522914030100300000	15,130	13,590	12,740	22,260	22,670	16,210	27,760	15,220	13,940	14,560	19,260	17,000	210,340	66,640	143,700		
13	富雄南中学校 06101522841051300300000	15,390	12,900	12,540	22,500	25,850	16,690	28,630	15,720	14,010	14,980	16,960	17,430	213,600	71,170	142,430		
14	平城中学校 06101521400130100300000	20,010	16,550	13,710	20,940	24,210	16,120	26,450	17,050	16,760	19,800	25,280	22,970	239,850	66,760	173,070		
15	飛鳥中学校 06101522011760500300000	18,400	12,940	11,240	20,790	23,440	15,070	27,140	14,220	15,850	22,050	26,510	24,150	231,800	65,650	166,150		
16	登美ヶ丘北中学校 06101521821010100300000	14,750	12,220	10,290	16,140	19,040	13,280	21,810	12,510	11,330	14,620	17,160	14,720	177,870	54,130	123,740		

【別紙3】

番号	対象施設 (指定地域特定番号)	予定使用電力量(kWh) 令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	合計	夏季	その他季	うち蓄熱電力量kwh	うち厨房電力量kwh
		※令和4年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。																
17	都跡中学校 0610152274516010030000	13,440	9,650	9,610	19,630	23,900	16,340	24,680	11,520	11,050	13,550	18,150	14,120	185,740	64,920	120,820		
18	平城東中学校 0610152820635010030000	15,780	14,010	13,040	21,780	23,910	15,670	25,310	15,820	15,380	18,890	22,110	18,870	220,570	64,890	155,680		
19	月ヶ瀬中学校 0610152031046200030000	10,650	6,580	5,840	7,310	8,520	6,910	9,400	5,700	7,420	11,520	14,950	12,460	108,360	24,830	83,530		
20	都祁中学校 0610151970838020030000	18,920	13,770	9,170	11,110	14,490	11,260	13,440	11,720	14,800	16,290	21,550	17,540	176,060	39,190	136,870		
21	一条高等学校・附属中学校 0610152123103010130000	31,530	30,800	34,760	44,570	56,930	46,070	53,120	36,940	32,580	39,330	46,070	33,840	485,540	156,120	330,420		
22	東部出張所(旧興東中学校) 0610152009003380030000	470	380	380	360	370	380	460	470	520	600	490	460	5,340	1,210	4,130		
23	旧柳生中学校 0610152010929330030000	940	1,100	660	1,410	1,020	1,330	650	730	700	900	1,110	880	11,430	3,000	8,430		

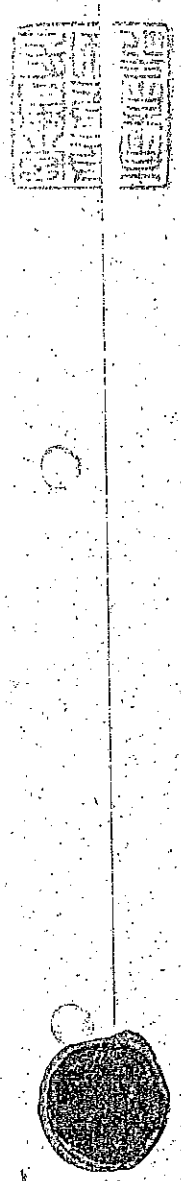

ご契約に関する重要事項について

関西電力株式会社
大阪市北区中之島３丁目６番１６号
小売電気事業者登録番号：A0272

1．お申込み方法

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、当社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（以下、「供給条件」といいます。）および料金表（以下、供給条件および料金表を合わせて「供給条件等」といいます。）を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
なお、この場合には、所定の申込書を使用していただくことがあります。
契約種別、特約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者［以下、「当該一般送配電事業者」といいます。］が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等［以下、「託送約款等」といいます。］に定める供給地点といたします。）、需要場所、供給地点特定番号、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項
また、契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守すること。
ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。
ハ 当該一般送配電事業者が接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 需給開始日からの１年間を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められる場合には、需給開始日から１年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。この場合には、あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備契約料金表の予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、主契約料金表の自家発補給電力の申込みをしていただきます。

(7) 当社が必要とする場合は、お客さまが需要場所において電気を使用されることを証明する書類（登記簿謄本等）を提出していただくことがあります。

2．ご契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
(2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

3．契約使用期間

契約使用期間は、原則、需給開始の日から１年目の日までとし、お客さまと当社との協議により定めます。また、契約使用期間中に契約内容の変更があった場合においても、原則として契約使用期間の満了日は変更いたしません。

4．工事費の負担

託送約款等に基づき、契約の開始、変更、設備変更により工事費が発生する場合は、お客さまにその工事費を負担していただくことがあります。なお、工事費の負担が必要な場合は別途お知らせいたします。

5．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。

6．契約受電設備

契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

7．契約種別

原則として、お申込みいただいた契約種別を適用いたします。なお、お申込みいただいた契約種別が適用できない場合は別途お知らせいたします。

8．契約電力

(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
イ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、料金表によって受けた電気の供給とみなします。
ロ 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その１月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
ハ 契約受電設備を減少される場合等で、１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その１月の自家発補給電力の供給時間中における30 分ごとの使用電力量の値を２倍した値の最大値から自家発補給電力のその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30 分ごとの使用電力量の値を２倍した値の最大値のうちいずれか大きい値を、その１月の最大需要電力とみなします。

(3) (1)で算定された値が零となる場合の契約電力は１キロワットといたします。

9．使用電力量の算定等

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合は、原則として、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した計量の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

10．料金の計算方法

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、次の算式により計算いたします。
（基本計算式）

電気料金 ＝ 基本料金（力率修正後） ＋ 電力量料金（燃料費調整額含む） ＋ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

※計算方法の詳細は料金表をご確認ください
※各種単価は料金表の規定に関わらず、「24.その他」の定めにより当社が交付する書面によります
※再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額については、当社ホームページをご確認ください
※お客さまのご契約内容により上記基本計算式によらない場合は、別途お知らせいたします
※契約使用期間中に、当社の供給条件の変更に伴い、供給条件別表「２ 燃料費調整」に係る各種単価等（以下、「燃調諸元」といいます。）を変更する場合は、その燃調諸元の算定基礎となる期間における貿易統計価格に基づき算定した燃料費調整単価を、電力量料金単価に織り込み変更いたします

11. 料金その他の支払方法
料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
なお、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。

12. 検針日
検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

13. 料金の支払期日
お客さまの料金の支払期日は、原則として、支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

14. 延滞利息
お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
（年利10パーセント）

15. 需給契約の廃止
お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、特別の事情がある場合で、当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の3月前以降に受けたときは、お客さまと当社との協議によって廃止期日を定めます。

16. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算
(1) 料金の精算
お客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが節電によって契約電力を減少しようとされる場合（以下「臨時的使用」といいます。）には、当社は、非常変災等やむをえない理由によるときを除き、その臨時的使用にかかる期間（お客さまが現に締結されている契約以前における契約の使用期間を含む臨時的使用の通算期間をいいます。）における基本料金および電力量料金（燃料費調整額を除きます。）の合計を減少契約電力と残余契約電力の比であん分してえた減少契約電力分の該当料金の20%に相当する額を申し受けます。
（詳しくは供給条件をご確認ください。）
(2) 工事費の精算
当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

17. 契約精算金
お客さまが、契約使用期間満了に先だって需給契約を廃止する場合、もしくは「18.需給契約の解約」の定めにより需給契約を解約する場合、料金表の単価を用いて計算した料金適用開始の日から契約消滅日の前日までの各月の料金の合計と、本契約に適用する料金単価によって計算した同期間における各月の電気料金の合計との差額を、契約精算金として申し受けます。この場合、需給契約消滅日の属する月の料金（月初に需給契約が消滅する場合は、消滅日が属する月の前月の料金とします。）は、料金として算定された金額に契約精算金を加えたものといたします。

18. 需給契約の解約
当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
イ 供給条件の定めにより電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
ロ 料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ハ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ニ 供給条件等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他供給条件等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
ホ 動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合
ヘ お客さまが契約使用期間満了に先立って需給契約を廃止または減少する場合（お客さまの責めに帰さないやむを得ない事由による場合を除きます）
ト 当社が適正契約への改善を求めたにも関わらず、お客さまが適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じない場合
チ お客さまが第三者へ需給契約の名義を変更する場合
リ お客さまが守秘義務の定めに反した場合

19. 需給契約消滅後の債権債務関係
需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

20. 需要場所への立入りによる業務の実施
(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
ロ その他、供給条件等によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
(2) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

21. 電気の使用にともなうお客さまの協力
お客さまの電気の使用が原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

22. 違約金
当社は、お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合は、それぞれに定める金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。（詳しくは供給条件をご確認ください。）

23. 守秘義務
お客さままたは当社は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、需給契約締結の事実および需給契約に関する事項について第三者に開示できないものとします。ただし、第三者からの法令に基づく開示請求に対して開示する場合は、この限りではありません。また、守秘義務は需給契約の消滅後においても有効に存続するものとします。

24. その他
(1) お客さまが新たに電気の使用を開始した場合には、当社は、契約締結後に、ご契約に関する重要事項、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。なお、当社は、電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
(2) 当社が供給条件等を変更する場合には、当社は、供給条件等の変更前は、供給条件等の変更内容を、変更後は、供給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
(3) お客さまからの申込みにより需給契約の内容を変更する場合には、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。なお、当社は、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
(4) 需給契約が、契約使用期間の満了により同一条件で更新する場合には、更新前は、新たな契約使用期間を、更新後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。なお、当社は、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
(5) (2)、(3)および(4)の場合、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
(6) 本書に記載の無い事項の取扱いは、当社が定める供給条件等によります。
(7) 供給条件は当社ホームページで確認することができます。
(8) 営業時間・連絡先は当社ホームページをご確認ください。

以 上

１０．都祁学校給食センターの学校給食実施の対象地域拡大の経過の詳細、奈良市東部地域の学校給食実施の経過の詳細がわかる資料

教育部保健給食課

調理員の人員不足を改善するため、調理員が１人当たり担当する食数を勘案し、コスト面も含め総合的に検討した結果、東部地域における学校給食の在り方について見直すことに至った。このため、都祁学校給食センターは、月ヶ瀬地域及び都祁地域の学校における学校給食の調理と配送を主目的とした施設であるが、当該学校給食センターが学校給食を実施する対象地域を拡大するほか、業務の一部を選択し、実施することができる施設として運用している。

（経緯）

令和元年度３月末	月ヶ瀬学校給食センターを閉鎖
令和２年度４月	都祁学校給食センターから月ヶ瀬小中学校へ配送開始
令和２年度３月末	田原小中学校給食室を閉鎖
令和３年度４月	都祁学校給食センターから田原小中学校へ配送開始
令和３年度３月末	興東小学校給食室及び興東館柳生中学校給食室を閉鎖
令和４年度４月	都祁学校給食センターの配送車にて、柳生小学校給食室で調理した給食を、興東小学校及び興東館柳生中学校へ配送開始

11. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援の内、これまで行ってきた給付金・商品券配布事業の一覧（条件・予算も含め）

12. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市民の生活支援及びそれに類することを目的とした給付事業等の事業内容、事業別対象者、実績（令和2年度）のわかる資料（令和2年度～令和4年度）

総務部　財政課

令和2年度

（単位：円）

課　名	事　業　名	事業内容・対象者	給付等実績	予算額	実績額
長寿福祉課	高齢者外出支援事業	ななまるカード所有者へバスチャージの優待券（1,000円分）を交付	交付人数　51,842人	63,300,000	57,829,722
子ども政策課	奈良市新生児子育て応援特別給付金事業	国が行う特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた新生児を対象に10万円を支給	支給人数　1,882人	232,000,000	189,262,927 （繰越含む）
保育総務課 保育所・幼稚園課	教育・保育従事者への慰労（商品券配布事業）	保育所等に就労する保育士等に対する慰労として商品券5,000円分（1,000円券×5枚）を配布	配布人数　2,745人 使用枚数　13,512枚	17,050,000	15,460,139
子ども育成課	児童扶養手当受給者への特別給付金	児童扶養手当受給世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を支給	対象児童　4,045人	40,450,000	40,450,000
医療政策課	医療従事者への慰労（商品券配布事業）	市内の医療機関で新型コロナウイルス感染者等に接する医療従事者に対し慰労金として商品券1万円分（1,000円券×10枚）を配布	配布人数　14,713人 使用枚数　137,411枚	154,252,000	144,417,939
産業政策課	プレミアム付商品券発行事業	＜一次販売＞ 市内子育て世帯を対象にプレミアム付商品券（1,000円券×14枚×最大5冊）を販売 ＜二次販売＞ 市内すべての世帯を対象にプレミアム付商品券（1,000円券×17枚×最大3冊）を販売	＜一次販売＞ 販売世帯　20,724世帯 ＜二次販売＞ 販売世帯　36,798世帯 使用枚数　3,040,180枚	975,000,000	962,643,008
都市政策課 （交通バリアフリー推進課）	タクシー利用割引券の配布（妊婦の外出支援）	妊婦に対してタクシー利用割引券5,000円分（500円券×10枚）を配布	配布人数　2,366人 使用枚数　7,576枚	12,500,000	4,077,567
都市政策課 （交通バリアフリー推進課）	タクシー利用割引券の配布（高齢者の外出支援）	高齢者世帯に対してタクシー利用割引券2,000円分（500円券×4枚）を配布	配布世帯　62,923世帯 使用枚数　99,675枚	111,300,000	56,238,669
地域教育課	放課後児童クラブ支援員への慰労（商品券配布事業）	放課後児童クラブに就労する職員に対する慰労として商品券5,000円分（500円券×10枚）を配布	配布人数　498人 使用枚数　2,451枚	5,500,000	2,781,110

令和3年度

（単位：円）

課　名	事　業　名	事業内容・対象者	給付等計画	予算額
子ども育成課	フードバンク事業におけるお米提供	・ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成制度対象世帯）、就学援助受給世帯、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子がいる生活保護受給世帯に対して、10kgの米を配布 ・市内の子ども食堂や大学に通う学生等に対して米を配布	想定配布対象 ひとり親世帯等3,500世帯 子ども食堂30団体 大学生1,820人	27,913,000
子ども育成課	ひとり親世帯等への商品券配布	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金対象世帯及び児童扶養手当受給対象者世帯に商品券3万円分（1,000円券×30枚）を配布	想定配布世帯 2,600世帯	87,198,000
医療政策課	医療従事者への慰労（商品券配布事業）	市内の医療機関で新型コロナウイルス感染者等に接する医療従事者に対し慰労金として商品券5,000円分（1,000円券×5枚）を配布	想定配布人数 15,000人	83,000,000
産業政策課	プレミアム付商品券発行事業	＜一次販売＞ 市内すべての世帯を対象にプレミアム付商品券（1,000円券×10枚、500円×6枚×最大5冊）を販売 ＜二次販売＞ 市内すべての世帯を対象にプレミアム付商品券（1,000円券×12枚×最大5冊）を販売	想定販売世帯数 ＜1次販売＞ 30,000世帯 ＜2次販売＞ 30,000世帯	790,000,000
都市政策課 （交通バリアフリー推進課）	タクシー利用割引券の配布（妊婦の外出支援）	妊婦に対してタクシー利用割引券5,000円分（500円券×10枚）を配布	想定配布人数 2,000人	10,300,000

令和4年度（6月補正含む）

（単位：円）

課　名	事　業　名	事業内容・対象者	給付等計画	予算額
子ども育成課	フードバンク事業におけるお米提供	ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成制度対象世帯）、就学援助受給世帯、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子がいる生活保護受給世帯に対して、10kgの米を2か月に1回（計60kg、計6回）宅配便にて自宅へ配送	3,000世帯に年6回配送	56,187,000
交通バリアフリー推進課	タクシー利用割引券の配布（妊婦の外出支援）	妊婦に対してタクシー利用割引券5,000円分（500円券×10枚）を配布	想定配布人数 2,300人	11,800,000
子ども育成課	子育て世帯への商品券配布	子育て世帯に対する支援として、下記商品券を配布 ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者世帯に児童一人当たり3万円分の商品券 ②その他世帯に児童一人当たり1万円分の商品券	想定配布人数 54,000人分 （32,200世帯）	762,540,000
産業政策課	プレミアム付商品券発行事業	市内すべての世帯を対象にプレミアム付商品券（1,000円券×13枚×最大5冊）を販売	想定販売世帯数 30,000世帯	500,000,000